

令和3年6月定例会 防災・感染症対策特別委員会(事前)

令和3年6月18日(金)

[委員会の概要]

岡田委員長

ただいまから、防災・感染症対策特別委員会を開会いたします。(10時34分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について(説明資料)

○宿泊事業者による感染防止対策等支援事業について(資料6)

【報告事項】

○新型コロナウイルス感染症への対応について(資料1)

○「徳島県国土強^{きょうじん}靱化地域計画」の進捗状況について(資料2-1, 資料2-2)

○「とくしま-0作戦」地震対策行動計画の進捗状況について(資料3-1, 資料3-2)

○「徳島プレミアム生活衛生クーポン」の発行について(資料4)

○新型コロナウイルス感染症の状況について(資料5)

○新型コロナウイルス感染症の影響拡大に係る県内企業への実態調査の結果について(資料7)

○新型コロナウイルス感染症に係る各種支援施策の実施状況について(資料8)

○新型コロナウイルス感染症に係る農林水産業への影響と対応について(資料9)

谷本危機管理環境部長

それでは、今定例会に提出を予定いたしております防災・感染症対策関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。

私からは、歳入歳出予算の総括及び危機管理環境部関係について御説明を申し上げ、引き続き各所管部から御説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

お手元の説明資料1ページをお開きください。一般会計の総括でございます。

補正予算額は、左から3列目、補正額欄の最下段に記載のとおり、17億2,000万円の補正をお願いしており、補正後の予算額は、合計で766億2,874万8,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、危機管理環境部関係につきまして御説明を申し上げます。

総括表の一番上、左から3列目の欄に記載のとおり、10億円の補正をお願いしており、補正後の予算額は、合計で93億5,040万6,000円となっております。

2ページをお開きください。部別主要事項説明についてでございます。

危機管理政策課におきまして、防災総務費の摘要欄、①危機管理調整費では、令和2年

度からの繰越しをお認めいただきました危機管理調整費のうち、危機事象発生に対する備えとして10億円を確保しているところでありますが、現時点において、7億5,300万円を執行する見込みであります。今後も、新型コロナウイルス感染症に係る国の緊急対策や感染拡大等の新たに生じる事象に即応するため、10億円の補正をお願いしております。

7ページをお開きください。その他の議案等、(3)令和2年度繰越明許費繰越計算書でございます。

先の1月臨時会及び2月定例会におきまして、繰越しの御承認を頂いておりました事業につきまして、繰越額が決定したことを御報告させていただきます。左から4列目、翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、45億8,842万9,000円となっております。主なものとしまして、危機管理政策課所管の防災対策指導費、25億9,984万3,000円については、感染拡大防止に積極的に取り組む飲食店の皆様に応援金を助成する「新しい生活様式」実装推進事業～飲食店応援事業～や、感染防止対策の取組や施策について周知・啓発を行う新型コロナウイルス感染症対策啓発事業などがございます。

また、危機管理調整費、18億3,199万2,000円については、危機事象発生に対する備えに要する経費でございます。

危機管理環境部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

この際4点、御報告いたします。

お手元の資料1を御覧ください。新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

4月以降の動きについて御説明いたします。新型コロナウイルス感染症につきましては、3月下旬以降、感染力が非常に強い変異株により、大阪府、兵庫県から全国に感染が急拡大する中、4月上旬には特措法改正後初となるまん延防止等重点措置が宮城県、大阪府、兵庫県の3府県に適用され、さらに4月下旬には3度目となる緊急事態宣言が東京都、京都府、大阪府、兵庫県の4都府県を対象にスタートし、その後、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の対象都府県が拡大を続けるなど、4月以降、第4波による全国的な感染拡大が続いてきたところです。

1ページを御覧ください。こうした状況の中、4月上旬、本県においても、これまでにない感染拡大の傾向が見られたことから、4月12日には県対策本部会議を開催し、とくしまアラートの感染拡大注意・漸増を発動し、本県で初となる飲食店に対する営業時間短縮要請を決定いたしました。4月20日には県内における新規感染者数の増加などを踏まえ、とくしまアラートを国の基準のステージⅢ相当の感染拡大注意・急増へと初めて引き上げることを決定いたしました。

2ページをお開きください。国において3度目の緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、4月24日、県対策本部会議を開催し、ゴールデンウィークに帰省する方への事前PCR検査の受検支援をはじめ、感染拡大抑止緊急対策を加速化させることを確認いたしました。また、5月3日には本県で初めて1日に2件のクラスターが発生し、過去最多60名の感染者が確認されたことを受け、翌5月4日、県対策本部会議を開催し、まん延防止等重点措置適用の要請を決定し、国に対して正式に要請いたしました。5月7日には、政府対策本部会議において、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間を5月31日まで延長

することが決定されたことを受けまして、同日、県対策本部会議を開催し、飲食店に対する営業時間短縮要請期間を5月31日まで延長すること等を決定いたしました。

3 ページ中段を御覧ください。5月28日には、政府対策本部会議において、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間が6月20日まで更に延長することが決定される一方で、同日、県対策本部会議においては、5月中旬以降の感染状況や県専門家会議の意見を踏まえ、飲食店の皆様に御協力いただいた営業時間短縮要請について5月31日をもって終了することを決定したところです。

しかしながら、大阪府などの近隣府県では依然、緊急事態宣言が継続しており、これらの地域から本県への人流の増加が予想されたため、6月1日から6月20日の緊急事態宣言解除までの間を集中取組期間として、飲食店に対するモニタリングPCR検査の実施や帰省者に対する事前PCR検査の受検支援などに取り組むことを併せて決定したところです。

6月2日、県対策本部会議においては、とくしまアラートに関し、アラート指標の5指標7項目全てが国のステージIを下回っていることや、県専門家会議の意見を踏まえ、とくしまアラートを感染観察・強化へ引き下げることが決定いたしました。

4 ページをお開きください。昨日6月17日、政府対策本部会議が開催され、6月20日をもって沖縄県を除く9都道府県において緊急事態宣言が解除されること等が決定されました。これを受け、同日、県対策本部会議を開催し、とくしまアラートを国の基準のステージI相当の感染観察・強化に据え置くとともに、本県への人流が増加するお盆期間を控え、6月21日から8月15日までの間を第5波早期警戒期間と位置付けまして、県内全域でのワクチン接種の加速化、繁華街等での人流調査の強化、飲食店を対象とする定期PCR検査をはじめとする戦略的なモニタリング検査等を実施することを決定したところです。

今後とも、県内や近隣府県の感染状況を先読みし、次なる変異株による感染の再拡大、リバウンドを抑えることができるようしっかりと取り組んでまいります。

続きまして、資料2-1を御覧ください。徳島県国土強^{きょうじん}靱化地域計画の進捗状況についてでございます。

徳島県国土強^{きょうじん}靱化地域計画につきましても、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを持った県土の強^{きょうじん}靱化を推進する計画であります。平成27年3月に計画を策定し、推進期間の4年が経過した令和元年度には、事前復興やSDGsなどの新たな視点を反映させ、令和4年度までの計画として改定を行っております。

2、令和2年度末の進捗状況につきましては、それぞれの取組を達成、順調、要努力の3段階で評価しており、全取組数174件のうち、達成が33件、順調が133件、要努力が新型コロナウイルス感染症の影響もあり8件となっております。

その下に、3、令和2年度に要努力となっているもの、新たに達成となった取組を抜粋させていただきます。

次に資料2-2を御覧ください。徳島県国土強^{きょうじん}靱化地域計画の改定(案)についてでございます。

まず、I、取組の追加といたしまして、1ページから2ページにかけて、県営住宅の長寿命化対策工事、リタイアインフラを活用した広域物資輸送拠点の整備、日和佐港に

おける岸壁の耐震化の三つの新たな取組を追加しております。

続きまして3ページをお開きください。Ⅱ、取組の見直しといたしまして、5ページにかけまして、大規模地震発生時の建物被害による死者ゼロを目指すための取組の実施や、災害リーダー薬局の設置及び災害時おくすり供給車両の導入に伴う医薬品供給体制の向上に向けた研修・訓練の実施等の3項目について、取組内容の修正を行っております。

さらに、Ⅲ、重要業績指標の見直しにつきましては、5ページの下段から8ページにかけまして目標の修正を行ったものでございます。主なものといたしまして、5ページ下段の老朽化対策に着手した施設数や7ページ最下段の被災建築物応急危険度判定士の確保人数の目標の上方修正を行っております。

続きまして、資料3-1を御覧ください。「とくしま-0作戦」地震対策行動計画の進捗状況についてでございます。

「とくしま-0作戦」地震対策行動計画は、先ほどの徳島県国土強靱化地域計画きょうじんの部門計画として位置付けられているものであります。令和2年度末の進捗状況につきましては、全取組数380件のうち、達成が41件、順調が321件、要努力が18件となっております。

その下に令和2年度に要努力となっているもの、新たに達成となったものを抜粋きょうじんさせていただきます。要努力となりました主な理由といたしましては、徳島県国土強靱化地域計画の進捗状況とも共通する部分でございますが、昨年度はコロナ禍におきまして防災に関する講座や啓発活動が計画どおり行えなかったことによります。今年度は、時間や場所に制限されずに多くの方が御参加いただけるようWeb開催を実施するなど、実施方法に工夫を凝らすことにより、地域の防災力向上につながる人材育成に努めてまいります。

次に、資料3-2を御覧ください。「とくしま-0作戦」地震対策行動計画の改定(案)についてでございます。

今回の改定におきましては、日和佐港・恵比須浜の岸壁の耐震化、住宅の耐震化や減災化の促進、また、5Gやフェーズフリーなど時代に応じた新たな取組として、5Gを活用した河川監視カメラの整備、フェーズフリーの推進による県民防災力の強化の4項目を今年度から追加させていただきます。

以上、御説明させていただいた徳島県国土強靱化地域計画きょうじん及び「とくしま-0作戦」地震対策行動計画の進捗状況や改定(案)につきましては、去る5月31日に開催いたしました学識経験者等の皆様に構成される推進委員会において委員の皆様から御助言を頂いたところであり、更に今議会で御論議いただいた上で県民の皆様にご公表し、適切な進行管理に努めてまいります。

続きまして、資料4を御覧ください。徳島プレミアム生活衛生クーポンの発行についてでございます。

本事業の目的は、新型コロナウイルス感染症の影響により生活衛生関係4業種が厳しい経営状況にある中、県民にとっての生活必需サービスである生活衛生業の事業継続と感染拡大防止の両立を図るため実施するものであります。クーポンの概要のうち、販売開始日は来週月曜日の6月21日からとし、販売店は資料に記載の県内40店舗で販売、利用期間は6月21日の販売開始日から12月31日までといたします。また、6月14日にコールセンターを、6月16日には専用ホームページを開設しており、県民の皆様や事業者の方々に広く周

知してまいります。

以上で御報告を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

伊藤保健福祉部長

6月定例会に提出を予定いたしております保健福祉部関係の案件につきまして御説明申し上げます。

委員会説明資料の8ページをお開きください。保健福祉部における提出予定案件は、令和2年度繰越明許費繰越計算書でございます。医療政策課ほか4課におきまして、表の一番下の行、左から3列目の欄、合計で8億1,843万2,000円を繰り越しております。令和3年2月定例会におきまして繰越予定額の議決を頂いたところでございますが、それぞれお認めいただいた額の範囲内で繰越額が確定いたしました。

6月定例会の提出予定案件の説明は、以上でございます。

続きまして、この際、1点御報告申し上げます

資料5を御覧ください。新型コロナウイルス感染症の状況についてでございます。

まず、1、県内の発生状況についてでございます。(1)感染者の発生状況ですが、6月15日発表の累計感染者数は1,647名となっております。

月別感染者数の表を御覧ください。5月の感染者数は312名と、4月の感染者数773名から約6割減少しました。

直近1週間の新規感染者数の図を御覧ください。直近1週間の感染者数は11名であり、4月25日の256名をピークに減少傾向にあります。

2ページをお願いいたします。(2)変異株についてですが、変異株の検査体制について、5月10日以降、保健製薬環境センターに加えて、家畜防疫衛生センターにおいても、アルファ株こと英国株に特徴的なN501Y変異のスクリーニング検査を実施しているところです。6月からはデルタ株ことインド株に特徴的なL452R変異株のキットによるスクリーニング検査を家畜防疫衛生センターで、国立感染症研究所の検査法に準拠した検査を保健製薬環境センターで、順次実施しております。

次に、スクリーニング検査の結果についてですが、N501Y変異株につきましては、2月19日から3月22日に保健製薬環境センターにおいて実施したスクリーニング検査では、145検体中26検体、17.9パーセントが変異株の疑いありとされていましたが、3月30日から6月7日に実施した検査では、280検体中265検体、94.6パーセントが変異株の疑いありとされました。また、L452R変異株につきましては、6月2日から8日までに39検体を検査し、疑いありとなった検体はございませんでした。

3ページをお願いいたします。2、ワクチン接種についてでございます。新型コロナウイルス感染症ワクチンについては、予防接種法に基づき、市町村が実施主体として接種業務を実施し、県は市町村における予防接種が円滑に行われるよう必要な協力を行い、市町村の補完的役割を担っております。

医療従事者等向け接種につきましては6月11日をもっておおむね完了し、福井県に次いで全国2番目に全国知事会に報告いたしました。

高齢者向け接種につきましては、①高齢者向け接種の状況の、ワクチン供給状況でございますが、高齢者人口24万2,908人の2回分の接種に当たる48万5,816回に対して、7月4

日までに54万1,905回分が配送される予定です。

次に、6月13日現在の接種状況でございます。接種1回目の方が9万7,036人、人口10万人当たりで1万3,329人となっておりますが、2回目の接種が完了した方が2万246人、人口10万人当たりで2,781人となっております、全国平均をそれぞれ上回っております。

②県における市町村への支援でございます。大規模集団接種につきましては、アスティとくしまの多目的ホールにおいて6月5日から開始し、徳島市、小松島市、阿南市の高齢者の方々等を対象として、これまでに9,028人の方のワクチン接種を実施したところです。

また、市町村で実施する集団接種に対しまして、医療従事者を派遣することとし、鳴門市及び阿南市において、それぞれ記載の日程及び内容で支援することとしております。

なお、職域接種につきましては、6月8日から国の専用サイトにおきまして、申請受付を開始したところであり、主な申請条件は、実施団体において接種会場を確保すること、同一会場モデルナワクチンを1,000人以上に2回実施すること、市町村が行う高齢者向け接種に影響を与えることのないよう医療従事者を独自に確保すること、実施団体等において事務局を設置し名簿や予診票を管理することとなっております。

報告は以上でございます。御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

勝川商工労働観光部副部長

商工労働観光部から今定例会に提出を予定しております案件につきまして、お手元の説明資料に基づき御説明いたします。

1 ページをお開きください。商工労働観光部の令和3年度一般会計におきまして、補正額の3段目に記載のとおり、7億2,000万円の増額をお願いしており、補正後の一般会計予算額は37億2,000万円となっております。

3 ページをお開きください。部別主要事項につきまして、お手元の資料6と併せて御説明させていただきます。

観光政策課の観光費の摘要欄①のア、宿泊事業者による感染防止対策等支援事業につきましては、旅行者が安心して旅行を楽しめる環境を整備するため、とくしまコロナお知らせシステムを登録し、ガイドライン実践店ステッカーを掲示する県内宿泊施設に対し、令和2年5月14日から令和4年1月31日までを対象期間として、感染症対策に資する物品の購入経費のほか、ワーケーションに対応した施設改修など、前向き投資に要する経費について支援を行うこととし、7億2,000万円の増額をお願いしております。

続きまして9ページをお開きください。令和2年度繰越明許費繰越計算書でございます。昨年度の定例会、また、15か月予算として1月の臨時会におきまして繰越しの御承認を頂いておりました事業につきましては、左から4列目、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、8億2,952万553円に確定したことを御報告させていただきます。

商工労働観光部におきまして今定例会に提出を予定しております案件については、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、この際2点御報告させていただきます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に係る県内企業への実態調査の結果についてでございます。お手元に配付しております資料7を御覧ください。

商工労働観光部におきましては、新型コロナウイルス感染症の国内発生以降、継続して

県内企業への実態調査を実施しており、令和3年5月12日から26日までの間、商工団体、県民局と連携し、幅広い業種を対象に、今年度第1回目となる調査を実施いたしました。今回の調査では、売上の状況や資金繰り、経営と雇用の状況、国や県への要望といった項目について、御回答を頂いた178社の状況を取りまとめております。

まず、1、売上の状況でございますが、コロナ禍前の前々年の同月と売上を比較いただいております。全体では、調査対象の4月の実績から7月の見込みまでを通じて、7割以上の事業者が売上が減少、また、3割以上の事業者が売上が50パーセント以上減少との回答となっております。

業種別では、まず製造業においては、約7割の事業者が売上が減少と回答され、約2割の事業者が売上が50パーセント以上減少との回答となっております。宿泊・観光・旅行・飲食・イベントなどの観光関連の事業者におきましては、9割以上の事業者が売上が減少と回答されており、5割以上の事業者が売上が50パーセント以上減少との回答となっております。特に観光関連の事業者の皆様で厳しさが伺えるものとなっております。

2、具体的な影響の内容でございますが、(1)の資金繰り面においては、「厳しい状況であるが、無利子融資で資金を補っている」「当面は賄えているが、長期的には不安がある」など。また、(2)の雇用の状況では、現状、「雇用調整助成金を活用し、雇用の維持に努めている」「緊急事態宣言等の動向によっては、雇用継続が厳しくなる」など。(3)の将来の見通しについては、「しばらくは苦しい状況が続くと考えられる」「消費行動等の変化に合わせた経営改革が必要となっている」などのお声が寄せられており、感染拡大の第4波による先行き不安が経営面、雇用面ともに大きく影響しております。

3、国・県への要望といたしましては、資金繰り支援の拡充や雇用調整助成金の延長など、長引く影響による資金面、雇用面の継続支援の御要望に加え、とくしま応援割やクーポン券事業の再開による県内の消費喚起策などのお声が寄せられております。

今回の調査を通じて頂戴しました事業者の皆様方からの御意見・御要望をしっかりと受け止め、県内の中小・小規模事業者の皆様方の業と雇用を守るため、感染拡大防止の徹底と社会経済活動の両立に向け、関係機関と連携しながら、全力で取り組んでまいります。

次に、2点目は、新型コロナウイルス感染症に係る各種支援施策の実施状況についてでございます。

お手元に配付しております資料8の1ページを御覧ください。

まず、1の徳島県飲食関連事業者一時支援金でございます。飲食店の時短営業により大きな影響を受ける事業者の事業継続を支援するこの一時支援金につきましては、5月24日から申請の受付を開始しております。6月11日時点におきまして、136件、3,484万4,000円の申請を受け付けており、うち80件、1,942万3,000円を同日までにお支払いしております。各制度の業種別の利用状況につきましては表やグラフで取りまとめ、資料に掲載しておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

次に、2のWITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金でございます。県内中小・小規模事業者の業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止の取組を支援する当助成金につきましては、3月31日に申請受付を終了し、4月30日までに実施した改修工事、備品整備等を助成の対象としております。当助成金につきましては、累計で8,306件、29億5,539万8,000円の利用状況となっております。

次に2ページを御覧ください。3の新型コロナウイルス感染症対応資金でございます。県内中小・小規模事業者の皆様の資金繰り支援として実施しておりました、当初3年間実質金利ゼロ、信用保証料ゼロとする当融資制度につきましては、5月31日をもって取扱いを終了し、累計で14,123件、2,115億7,596万円の保証承諾となっております。

最後に、4の徳島県新型コロナ対応！企業応援給付金でございます。本県が全国に先駆けて創設した融資連動型、10%、最大100万円の当給付金につきましては、5月31日をもって申請受付を終了し、累計で6,443件、47億1,831万5,000円の利用状況となっております。

説明及び報告については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

森口農林水産部長

それでは、農林水産部関係の提出予定案件につきまして御説明を申し上げます。

お手元の説明資料の10ページをお開きください。その他の議案等といたしまして、(3)令和2年度繰越明許費繰越計算書でございます。

令和3年2月までの定例会におきまして、翌年度繰越予定額を御承認いただきましたが、この度御承認いただいた額の範囲内で繰越額が確定いたしました。

10ページから12ページまでは、各課別の繰越明許費の状況を記載いたしております。

12ページをお開きください。農林水産政策課ほか7課の翌年度繰越額の合計額につきましては、左から4列目、翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、75億4,510万7,030円となっております。繰り越された事業につきましては、引き続き、早期の事業完了に向け、取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

19ページをお開きください。(4)令和2年度事故繰越し繰越計算書でございます。

生産基盤課及び森林整備課の翌年度繰越額合計額につきましては、表中央の翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、8,296万4,000円となっております。関係機関等との調整において設計に関する協議が難航したことや、工法の検討に不測の日時を要したことにより、やむを得ず繰り越しせざるを得なくなったものでございます。これらにつきましては、事業効果を発現できるよう、早期完成に向けて最善の努力を行ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

提出予定案件の説明は以上でございます。

この際、1点御報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に係る農林水産業への影響と対応についてでございます。

お手元の資料9を御覧ください。まず1の農林水産業における影響についてでございますが、(1)調査の概要といたしまして、本年1月から3月までの緊急事態宣言、本県における4月、5月の飲食店の営業時間短縮、さらに、4月25日からの緊急事態宣言などによる本県農林水産業に対する影響を把握するため、県内229の農林漁業者及び関係団体に対して、聞き取り調査を実施いたしました。

(2)調査の全体総括でございますが、家庭内需要の高まりを受け、家庭消費向けの品目は、引き続き、販売状況は堅調でございますが、一方で、外食産業での利用が多いスタチやつまもの、アワビなど高価格帯の品目やイベントで使用される花きなどについては、依然として需要が低迷しております。これまでの国や県の需要喚起策や経済状況の変化に

より、改善の兆しが見られる品目も出てきておりますが、昨年度から影響を受けている品目の傾向については大きな変化はなく、今後、出荷を迎える品目について、引き続き、動向を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、(3)分野別の主な状況でございます。まず、①農業でございます。

ア、売上の状況では、2021年1月から3月期、4月期、5月期見込みそれぞれの売上状況について、2019年の新型コロナウイルス感染症前、2020年と比較する形態で聞き取り調査を行いました。その結果を、減少した、変わらない、増加した、の三つの区分に分類し、記載しております。売上が減少したと回答した農家の割合は、2019年比で43パーセントから39パーセント、2020年比で37パーセントから24パーセント、変わらないとの回答は、2019年比で45パーセントから44パーセント、2020年比で55パーセントから48パーセント、売上が増加したとの回答は、2019年比で14パーセントから10パーセント、2020年比で19パーセントから16パーセントでありました。新型コロナウイルス感染症の影響が発生した2020年から更に売上が減少したとの回答がある一方で、新型コロナウイルス感染症前の2019年から増加したとの回答も頂いており、販売改善の兆しも見えてきたところであります。

次に、イ、生産者等の声では、飲食店の休業、時短営業で需要が減少した、イベント需要が減少した、一方で、内食^{うちしょく}需要が堅調、などのお声を頂いております。

2ページをお開きください。ウ、市況の状況では、販売額では、外食需要やイベントの影響を受けやすいスタチ、つまもの、シンビジウムともに新型コロナウイルス感染症前を下回る実績となっております。一方、ニンジンやブロッコリー、カンショといった野菜類は、家庭内需要が堅調で新型コロナウイルス感染症前の販売額を上回っております。

次に、②畜産業でございます。ア、売上の状況は、表に記載のとおり、変わらないとの回答が2019年比で63パーセントから59パーセント、2020年比で72パーセントから63パーセントとなっております、ともに比較的多い状況となっております。

また、ウ、市況の状況における販売単価についても、家庭内消費等に支えられ、和牛肉は新型コロナウイルス感染症前の水準まで回復、豚肉、ブロイラーなどの鶏肉は新型コロナウイルス感染症前を上回る水準で推移しております。

しかし、一方で、生産者等の声としましては、飲食店等の卸が減少した、銘柄鶏の需要減少などのお声もあり、高価格帯の畜産物においては、なお影響が続いていると考えられるところでございます。

3ページの③水産業でございます。ア、売上の状況は、表に記載のとおり、減少したとの回答が、2019年比で56パーセントから53パーセント、2020年比で47パーセントから22パーセントとなっております、ともに農業や畜産業、林業と比べて高くなっており、生産者や品目によっては厳しい状態が続いているものと考えられます。

イ、生産者等の声では、飲食店等の休業、時短要請の影響による価格低迷、都市部の需要減少で出漁回数が減少、また、活魚の単価が低下したなどのお声を頂戴しております。

ウ、市況においても、アワビ、イセエビなどの高級魚介類は、増減はあるものの一昨年より販売額が低下しているという状況でございます。

続きまして、④林業でございます。ア、売上の状況は、表のとおりであり、販売状況は厳しい状況が続いているものの、2019年比、2020年比ともに増加したとの回答が比較的多くなっていることから、販売改善の兆しも見え始めたものと考えております。

イ、生産者等の声では、製材品の販売減により原木が滞留、建築分野の受注が減といった厳しいお声も頂戴している状況です。

ウ、市況の状況では、スギ原木は国内住宅着工数の低下により価格が低迷しておりましたが、現在はウッドショックと呼ばれる現象により回復基調となっております。

4ページを御覧ください。2、主な対応策でございます。

今後とも、本県農林水産業への影響を的確に捉え、令和3年度15か月予算としてお認めいただいた表に記載の事業を活用し、着実に実施することで、県産農林水産物の新たな需要の創出と販路開拓にしっかりと取り組み、本県農林漁業者の皆様の生産意欲の維持・向上と業の継続につなげてまいります。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

木下県土整備部副部長

それでは、県土整備部関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

委員会説明資料の4ページをお開きください。変更請負契約でございます。

ア、一般国道439号道路改築工事落合2号トンネルに係る変更請負契約でございますが、工事内容の変更に伴う契約金額の増額変更をお願いするものでございます。

6ページをお開きください。令和2年度継続費繰越計算書でございます。

落合2号トンネル新設事業ほか2件につきましては、継続費により事業を進めておりますが、表の最下段、左から5列目の令和2年度継続費予算現額の計欄、23億9,000万円に対し、更に右へ3列目の翌年度繰越額欄に記載の10億1,000万円が繰越額となったものでございます。

13ページをお開きください。令和2年度繰越明許費繰越計算書でございます。

令和3年2月定例会におきまして、繰越予定額の議決を頂いたところでございますが、その後も年度内の工事進捗に努め、それぞれお認めいただいた額の範囲内で繰越額が確定いたしました。このページから16ページにかけては、一般会計における各課別の繰越明許費の状況を記載しております。

16ページをお開きください。表の最下段、左から3列目の翌年度繰越額計欄に記載のとおり、道路整備課ほか6課の合計額につきましては、273億5,202万979円となっております。

次に、20ページをお開きください。令和2年度事故繰越し繰越計算書でございます。このページから21ページにかけては、一般会計における各課別の事故繰越の状況を記載しております。

21ページを御覧ください。道路整備課ほか3課の翌年度繰越額の合計は、表の最下段、中ほどに記載しておりますとおり、35億460万5,000円となっております。これらの事業につきましては、速やかな事業の完了に努めてまいります。

以上で提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしく申し上げます。

阿宮病院局副局長

それでは、病院局関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

資料22ページをお開きください。令和2年度の徳島県病院事業会計予算繰越計算書でございます。

上段、地方公営企業法第26条第1項の規定によります建設改良費の繰越額でございます。中央病院改築等事業として翌年度繰越額の欄に記載のとおり、6,770万600円を繰り越しております。繰越理由につきましては、右側の説明欄に記載のとおり、設計に関する協議が難航したことによるものでございます。

次に、下段、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定によります事故繰越額でございます。旧海部病院改修軽症者等療養体制確保事業として翌年度繰越額の欄に記載のとおり、732万2,600円を繰り越しております。繰越理由につきましては、右側の説明欄に記載のとおり、計画に関する協議が難航したことによるものでございます。

提出予定案件の説明は以上でございます。なお、病院局関係の報告事項はございません。よろしくお願いいたします。

榑教育長

それでは、教育委員会関係の案件につきまして御説明申し上げます。

お手元の説明資料の17ページをお開きください。令和2年度繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和2年度から令和3年度への繰越明許費につきましては、昨年11月定例県議会及び本年2月定例県議会におきまして、繰越予定額の御承認を頂いておりましたが、今回、それぞれの繰越額が確定しましたので御報告いたします。

まず、教育政策課所管における総合教育センター管理運営費、全日制高等学校管理費、学校管理運営費におきまして、今回、1億7,902万2,165円に確定したものでございます。

次に、施設整備課所管における高校施設整備事業費、特別支援学校施設整備事業費におきまして、今回、10億453万3,840円に確定したものでございます。

続きまして、学校教育課所管における学校教育振興費、総合教育センター管理運営費におきまして、今回、2,603万3,375円に確定したものでございます。

以上、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

谷口警察本部警備部長

私からは、警察本部関係の提出予定案件について御説明申し上げます。

説明資料の5ページをお開きください。まず、徳島東警察署庁舎整備等PFI事業契約について御説明いたします。

徳島中央警察署旧庁舎の解体に際しまして、関係法令の改正により、アスベストの調査方法等に変更があったことから、増額の変更契約を締結するものであります。契約する金額は、設計・建設業務に関する対価として129万8,000円の増額であります。

続きまして、説明資料の18ページをお開きください。令和2年度予算の繰越明許費について御報告いたします。

2月定例会におきまして、繰越予定額の議決を頂いておりましたが、今回、資料に記載のとおり、Web会議システムの導入事業とWeb採用説明会開催事業に掛かる経費の全

額、380万9,000円の繰越額が確定したものであります。

警察本部関係は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岡田委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、質疑時間につきましては、委員一人当たり1日につき答弁も含めおおむね40分とし、委員全員が質疑を終わってなお時間がある場合、または重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので、議事進行につき御配慮のほどよろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

岡本委員

長い説明で大変お疲れでございました。聞いているだけで大変だなと思いました。

ここに集まっている皆様は、正に新型コロナウイルス感染症の対応で日夜本当に大変な御努力をいただいています。本当にありがたいな、大変だなと思っていますが、まずは皆様の健康を一番に考えてほしいなと思いつつながら、実は、これは質問ではないのですが、新型コロナウイルス感染症でいろいろな対策を打っていただいています。例えば、助成金とか支援金とか、たくさん制度があるけれど、お金が入るのが遅いよね、というのが全ての者に共通した声なのです。

大変なのだけれどね、やるのは大変なのだけれど、慎重にやらないといけないけれど、一番大事なものはスピード感だと思うので、これは要望です。

そのスピード感に若干関連するのですが、防災の関係で、これはできていると言わないのですが、できていない、遅れているから緊急に質問をするのですが、勝浦川は49.636キロメートルありますが、ライブカメラをやっとしていただくことになりました。

これにはすごく感謝しているのです。県というのは、随分配慮するなと思っているのは、徳島市と小松島市と勝浦町に1か所ずつちゃんとできるのです。すごいなと実は思っているのですよ。上勝町は、ダムの上流だからいいのですよ。すごいなと思いつつながら、ただ、予算からいくと、本当はもうできていてもいいのですよ。ただ、今まだできていないのです、ズバリ言ってね。だから、3か所がどういう状況になっているのか。今日たくさん質問がありそうだから、簡単でいいので分かりますか。

坂本河川整備課長

県におきましては、河川整備につきまして、堤防整備や河道掘削、こういったハード整備はもとより、洪水時における避難行動や水防活動に資するようソフト対策の充実を図っております。

今、岡本委員からお話がありました、河川の監視カメラにつきましては、避難のタイミングの難しさ等が近年課題として浮き彫りになっておりますことから、先手先手で避難行

動に移していただけるよう順次整備を進めているところでございます。

勝浦川の3か所、下流から申しますと、小松島市の江田地区、徳島市の飯谷、勝浦町の沼江、という3か所で準備整備を進めておりまして、現在はカメラの設置箇所、樹木や生け垣などで見えづらくなならないよう慎重に地元と調整を行っておりまして、設置工事については鋭意進めているところでございます。

岡本委員

分かるのだけれど、3か所あるでしょ。簡単でいいので、3か所別に言ってくれませんか。形がないのよ、私が言いたいのは。

坂本河川整備課長

3か所のうち、飯谷につきましてはカメラの設置自体は終えております。

あとの2か所につきましては、設置の工事中ということになっております。

岡本委員

もう雨が降って水が出るじゃない、だから、もうできていないとまずいのだけれどね。本当にまずいのよ。

で、飯谷はきちんと土台が、あそこは3,000万円ですよ、1か所ね。飯谷は今日も見えてきたけれど、今大体もうじきかなという感じで。あとはもう1回言うけれど、形が見えないのよ。

だから、これ以上言わないけれど、とにかく頑張ってくださいね。それで、問題はいつ頃できて、いつ頃から運用ができるというのが大事なのですね。そこは明確に言ってくれないか。

坂本河川整備課長

運用につきましては、この夏できたものから順次配信をしたいと考えております。配信につきましては、YouTubeやケーブルテレビなどを有効活用する予定でございます。

岡本委員

この夏できたものからという今答弁だったかな、そういうことなので頑張ってくださいね。事情は大体分かるのですよ。けれど、本当に長いことたっているのですよ。僕が質問したのが9月の代表質問ですよ。

県庁はあれで判断するのですよ。勝浦川の水がいっぱい出るじゃない、分かっているけど危ないから見に来ないよ、僕は近いから見に行くのだけれどね。見事によく分かるのです。ある所を見たけれど、これができたらすごくいいのでね、是非是非お願いします。

国土強^{きょうじん}靱化の15兆円のうちの今年度の4.1兆円というのは、正にそれがメインなのですね。流域治水、これがメインになってきているし、たくさんいっているね、今年度。つい最近決まったのでしょ、形としてはね。だからそれお願いします。

それで、それに少し関連してなのだけれど、これも、小松島市の江田という所があるのですが、高速道路が今できていて、できているというか、できている形はあるのですけれ

ど、その堤防の所なのですが、これは分かりやすく言うと、勝浦川の洪水が出ても堤防が危ないし、津波が起こって反対側から来ても危ない、非常に危ない所ですね。田浦の所はおかげですごくよくなりました。2億5,000万円ぐらいかかったかな。

あと、その地質調査をしてくださいと。現地へ行ったらぶくぶくいっているからね。これは確か左岸と右岸と両方お願いしていたと思うのですが、その辺分かる範囲で。

坂本河川整備課長

委員御質問の江田地区の地質調査についての御説明を申し上げます。

岡本委員の昨年9月議会での勝浦川の治水対策に関する御論議を踏まえまして、その後直ちに勝浦川左岸におきまして、洪水時の浸透水による堤防の安全性を確認するための地質調査に着手しておりまして、調査を終えております。

また、江田地区の右岸側におきましても、昨年11月に地元の皆様方より御要望を頂戴しておりまして、令和3年1月よりボーリング調査に着手しておりまして、この5月に調査が完了しております。

岡本委員

右岸だけなのですか。

坂本河川整備課長

左右岸、両岸でございます。

岡本委員

左岸と右岸の両方の話をしたのね。それで5月に終わっているわけだね。だからそれは中身を言わなくていいのですけれど、要するに県は軟弱地盤かどうかということをもう分かっているわけですね。

土砂対策の危険区域というのは、30億円かけてやりましたね。正直な話、あれは調査をして、なかなか本体にかかれないわな。でも、あれと一緒にいけないと思うのよ、こういう調査は。調査したら速やかに結果を出して、どういう対応をするかというのは、きちんとやらないと。

もう1回言うけれどね、江田というのは本当に津波が来なくても川のほうに来たらあそこが一番に行く。そうしたら小松島市街は全部つかる、全部アウト。川から洪水が来なくても、津波が逆流して来たときは、必ずあそこがやられるというふうに、はっきりしているのよね。だから、それは結果を見てちゃんと対応するという事だけ言っておいてくれないかね。

坂本河川整備課長

地質調査の結果、左右岸とも一部、礫質土^{れき}が多いというような状況が見受けられております。

この地質調査の結果を元に、洪水時の浸透水による影響の数値解析などを行いまして、現在は対策を見極めるための堤防の補強についての検討を行っているところでございま

す。

岡本委員

もうこれ以上言いませんけれど、きちんとしてくれると言ったな。ということで、できるだけ早くお願いします。

達田委員

何点かお尋ねをさせていただきます。

一昨日、文教厚生委員会でお尋ねをしたのですけれども、ワクチン接種に関して副反応疑いがある場合に、報告をしていただきたいということなのですが、実はこれは事例として、ワクチン接種を受けた方が四日目に亡くなったということで、接種をして三日目に熱が出て、病院に運ばれて、そして四日目の朝に亡くなったという事例です。この前お聞きいたしますと、ワクチン接種をした方と死亡確認した医師とが違う場合は、死亡確認した医師のほうで副反応疑いの報告をするということなのですが、飽くまでも医師の判断だということなのですね。

しかし、厚生労働省からは、「医師等の皆様へ～新型コロナワクチンの副反応疑い報告のお願い～」ということが出されております。これは飽くまでもお願いであって強制ではありませんので、医師の判断によるということなのですが、厚生労働省の報告によるリストを見ますと、ワクチンのためなのかどうかよく分からないものも含まれております。予防接種との関連性が高いかどうかというのは私ども素人で判断はできませんけれども、やっぱり疑いがあるというものは報告をされて、そしていろいろと疑いがあるかどうか分からなくても、いろいろな事例が報告されているのですよということが書かれております。

これは、ワクチン接種後には副反応を生じることがありますので、副反応をなくすことはできない、できないけれども接種によって得られる利益と副反応などのリスクを比較して、接種の是非を判断する必要があるのだということが言われているのですね。

そして、「副反応疑い報告ではワクチンと関係があるか、偶発的な物、他の原因によるものかが分からない事例も数多く報告されます。透明性の向上等のため、こうした事例も含めて、報告のあった事例を公表しています。」ということで厚生労働省がホームページで言っております。

ですから、この亡くなった方の御家族にとりましては、ワクチン接種の三日後、丸々三日なのですからね、亡くなられたということで非常に関連性があるんじゃないかと。せめて、報告をしてですね、やっぱりリストに載せてもらいたいという思いがあったのですけれども、誰が報告するのかまず分からない。

ですから、病院に問い合わせたり、役場に問い合わせたり、ファイザーに問い合わせたりとかね、いろいろな所に問い合わせをしてからでないと、なかなかこの報告をしますよということが言われなかったということなのですね。

実は、この死亡、この件で言いますと死亡確認していただいた医師は県立病院の医師であります。ですからせめて、ほとんどの高齢者の方がワクチンを打つようになっておりますので、容体が急変して運ばれた場合に、ワクチンを打っていますか、ということを経験者のほうで聞いていただく、確認していただくということが必要ではないかと思うのですね。

御本人がもう分からなくなっている場合もありますから御家族に聞くとかですね、そういうことでワクチン接種の有無をきちんと確認をしていただくと、それを徹底していただきたいなと思うんですけれども。せめて県立病院ではそれを徹底していただきたいと思いませんけれども、それはいかがでしょうか。

岡田委員長

小休します。(11時48分)

岡田委員長

再開します。(11時49分)

松本病院局次長

ただいま、達田委員から、県立病院にかかれた患者の方の症状等に応じて、ワクチンの接種状況の確認を徹底するべきである、という御意見を頂いたところでございます。

こちらにつきましては、今後のワクチンの接種に対応する国等の方針等を踏まえながら、県立病院におきましても、当然のことながら、かかれた症状等に応じて、ワクチンの接種状況も含めて、いろいろ聞き取りをする中で、適切な処置を行っていくべきものと考えてございます。

美原ワクチン・入院調整課長

ただいま、病院局から報告もございましたけれども、新型コロナワクチンにおける副反応疑い報告制度というものにつきましては、まず予防接種に係る副反応疑い報告は、予防接種法において定められた報告ということでございまして、厚生労働省からも、副反応疑いの報告等の取扱と題する文書が発出されております。医療従事者に十分周知がなされていると考えております。

更に、その内容につきましては、新型コロナワクチンにつきましては、我が国において使用実績がないワクチンであることを踏まえ、これまでワクチン接種との因果関係が示されていない症状も含め、幅広く評価を行っていく必要があることから、当面の間、当該副反応疑い報告を積極的に行うよう検討する。これ以外の症状についても、必要によって報告を検討することとされております。

このことにつきましては、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引きにも明記されてございまして、副反応疑いの患者から連絡があった場合の対応ということも書かれております。

この場合につきましては、例えば、接種会場から医療機関に患者を搬送した場合など、複数の医師・医療機関が症状の発生を知った場合も想定されるが、関係医療機関で連携し、いずれかの医師等から必要な情報を漏れなく報告する、という記載がございまして。

全ての医療機関につきましては、この医療機関の手引きに基づいて実施をされていると認識をしております。ただいま、病院局からも御報告がありましたように、県立病院以外の全ての医療機関が、この手引きに基づいて必要な報告を判断されているものと考えております。

達田委員

このケースの場合は、御家族が本当にあちらこちら走り回って、いろいろ確認をしたのですけれども、接種をした医師と病院で診ていただいた医師とは、別々の方なので、単純にきちんと報告ができていなかったのではないかと。医師のほうに、三日前に打ったということが伝わってなかったのではないかとということ、御家族が言われておりました。

ですから、そういう引継ぎがきちんとできるようにしていただくと。そして、これは副反応疑いがありませんということで報告しなかったのではないと思うのです。

明らかに誰が考えても、元気になってもらいたい、本当に元気で過ごしてもらいたいと思ってワクチンを打ったのに、三日後に亡くなったといたら、やっぱり素人でも疑いを持つわけなのですよね。ですからこれは、報告をきちんとしていただくということが前提になると思いますので、引継ぎをきちんとして、そして疑いがある場合は、きちんと報告をするという単純なことなのですけれども、是非、それをお願いしたいと思います。

それともう1点は、御家族があちこち走り回らなかったら、これは何が原因だったのかということがさっぱり分からない。報告をしてくれるのかどうかということも全く分からない。こういうことなのですよね。

ですから、今、市町村で、予防接種健康被害救済制度の窓口があるとお聞きしていますが、これがきちんと機能しているのかということが不思議なのですけれども、全ての市町村で救済制度の窓口がきちんと開かれているのかどうか、それは把握をされているのでしょうか。

美原ワクチン・入院調整課長

まず副反応の報告につきましては、ワクチン接種後の副反応の疑い事例が生じた場合の対応については、予防接種法に基づき、ワクチンとの因果関係の有無に関わらず、ワクチン接種後に体調の変化がみられるなどについて、報告の必要があると医師が判断した場合に、PMDA、独立行政法人医薬品医療機器総合機構へ報告され、厚生科学審議会において因果関係について評価分析されることになっております。

手続としては、病院等がPMDAへ報告、PMDAが情報を整理して厚生科学審議会において因果関係の評価、厚生労働省がホームページに情報を公表するということになっております。

こちらのほうにつきましては、厚生労働省における情報の公表にあたっては、個人の特定につながるおそれがあるため、各症例が発生した時期等については、原則として公表しない方針であり、その上で、症例の詳細が公表されるということとなっております。

こちらの報告につきましては、何度も申しておりますが、医師の判断に基づいて行われるということとなっておりますので、報告については、まずは医師の判断ということになるかと考えております。

それから、予防接種法に基づく健康救済被害についてでございますけれども、こちらについては、予防接種後の副反応による健康被害については、極めてまれではあるものの、不可避的に生じるものであることから、接種にかかる過失の有無にかかわらず、迅速に救済することとしております。

新型コロナワクチンの接種は、予防接種法付則第7条の規定に基づきまして、予防接種法第6条第1項の予防接種として行われるものでございます。このことから、同条第15条に基づき、市町村長は、新型コロナワクチンを接種したことにより健康被害が生じたと厚生労働大臣が認めた者について救済給付を行う、ということとなっております。

ということで、新型コロナワクチン接種との因果関係があると考えられた場合には、こちらの手続が適用されることになると考えております。

達田委員

この問題は、予防接種健康被害救済制度がきちんと機能しているのかどうかということで、国会でも議論されているのですけれども、この中で、厚生労働省は、厳密な因果関係とか医学的な因果関係まで必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象とすると。そうした考え方に基づいて行われているということを答弁しているのですね。ですから、きちんと解剖して調べたとか、そういうことでなくても、予防接種によって起こることを否定できない場合も対象とすることですけれども、ちょっと幅広いのですね。

それで、やっぱりこれ、因果関係があるのではないかとか思っている方もいらっしゃるんですけど、他にも死亡までには至らなくても健康被害が生じたということで、これはどうしたらいいのでしょうか、という御相談もあるのです。やっぱりこの救済制度というのが幅広く使えるのですよ、ということがお知らせできてないような気がするのです。これは、接種に行かれた方に、その時にきちんと一緒に渡すとか、何か工夫をしていただかないといけないのではないかと思うのですけれども、今、ホームページを探しても非常に分かりにくいですし、特に高齢者の方で、この情報を探し出すというのは、並大抵のことではありませぬので、何か分かりやすい周知の仕方というものを考えていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

美原ワクチン・入院調整課長

ただいま、予防接種健康被害救済制度に係る周知についての御質問があったところでございます。

本県におきましては、ワクチン接種については、接種するかどうかをそれぞれ自己決定していただくために、接種によって得られる利益、有効性と副反応のリスク、安全性の比較考量、リスク、ベネフィットを分かりやすくお伝えする必要があると考えております。これにおきまして、接種を受けるための手順、接種会場での流れなどを分かりやすく説明し、接種会場での来場のハードルを取り除く必要もでございます。

これにつきまして、接種会場でのリーフレットの配布ということはもちろんでございますけれども、様々な広報手段を活用し、積極的に広報をしているところでございます。この中で、例えば、本県においては、新聞における全面広告やポスターによる周知というのがございます。その中には、予防接種健康被害救済制度に関する文言も確実に記載しておりまして、例えば記載内容につきましては、予防接種によって健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく救済制度がありますので、手続などについてはお住まいの市町村にお問い合わせくださいと明記しております。

ということでございますので、もし、そのような御心配等あるようでしたら、まずは、お住まいの市町村に御相談いただくということでお願いしたいと思います。

達田委員

市町村が担当するというのは分かるのですが、よくホームページ、ホームページと言われるのですが、徳島市のホームページにはそれがきちんと入っているのですね。けれども、いろいろ市町村を調べてみたのですが、探せなかった市町村がほとんどだったのです。もう今日の段階では、既に載っているかも分かりません。

けれども、昨日の段階では、私が探せたのは二つだけ。徳島市以外に二つの自治体だけしかホームページで探せなかったのですね。それくらい、分かりにくいところに載っているのかも知れないし、まだ載せてないのかも知れませんが、そこを徹底して、この制度を知らせていただくように、市町村に徹底していただきたいと思います。その点、いかがでしょうか。

美原ワクチン・入院調整課長

まず、新型コロナワクチンにおける予防接種健康被害救済制度に係る市町村の窓口ということでございますけれども、本県の新型コロナウィルスワクチンについてのホームページにおきまして、先ほどと同じように、予防接種健康被害救済制度、予防接種によって健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済制度がありますので手続などについては、お住まいの市町村にお問い合わせください、という文言がございます。

県内市町村の問い合わせ窓口につきましても、こちらのほうに掲載しておりまして、各市町村の新型コロナワクチンに関する窓口につきましても、連絡先を明示させていただいております。もし疑問があるようでしたら、その各市町村の新型コロナウィルスの連絡窓口には、まずは電話等で御連絡いただくのがよろしいのではないかと思います。

達田委員

是非、周知徹底をしていただける工夫を、県からも呼び掛けていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

岡田委員長

午食のため委員会を休憩いたします。(12時02分)

岡田委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。(13時03分)

それでは質疑をどうぞ。

達田委員

私はワクチン不要論者ではございませんので、やっぱり安全にワクチンを接種していただいて、それと検査と併用して健康に過ごしていただきたいという、そういう思いなのです。

しかし、ワクチンの副反応はなくすことは困難ですと厚生労働省も言っている以上、やはり副反応が出た場合に、きちんと行っていく所がある、また対応していただく所がある。そういう状況を作っておくことが大事だと思いますので、今後、県と市町村で協力して、そういう態勢を整えていただけるように、是非お願いをしておきたいと思います。

次なのですけれども、子供さんの感染が非常に心配ということなのですが、特に中学生とか高校生の若い人に今広がってまいりました。それで、これから、高校生、中学生といいますと、普通でしたら県外へクラブ活動で遠征をしたりとか、県内で大会をしたりということで、他の学校と交流をするということもあると思うのですが、この第55回のコロナウイルス感染症対策本部会議の結果報告によりますと、県内外の大会出場後におけるPCR検査に加えて、県内の大会については、大会参加前のPCR検査についても新たに実施ということで、大会前の検査というものが入って、一歩前進だと思うのですね。

県内の大会については、となっているのですが、県外には行かないという意味なのか、それとも、県外ではいろいろ交流しても、行く前のPCR検査は、県外の場合はしないということなのか、少しその点を教えていただけたらと思います。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま、達田委員から、県内の大会についてもモニタリング検査を行うのかという質問を頂きました。

県内の大会につきましては、先ほど言われたように県の中学校総体など、県大会レベルに参加する生徒教職員の全員を対象に行います。

また、県外大会につきましても、参加する生徒教職員の全員を対象に、検査の実施の希望を確認した上で、実施することとしています。

達田委員

ということは、行く前も希望者はしますよ、ということでしょうか。それと高校、中学校両方でしょうか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

県外大会につきましては、本人の意向を確認するのですけれども、全国大会とか県外の大会につきましては、やはり県外に行くことになりますので、大会参加後、帰ってきた時に希望を取って、モニタリング検査を行うというふうにしております。

達田委員

今、感染予防対策として、オリンピック選手などは毎日のようにPCR検査と言われておりますけれども、やはり子供の安全ということを考えたら、行く前、それから行った後、きちんと検査をするというのが前提ではないかと思うのですね。

まだまだこの時期、子供さんへの接種というのも終わっていないかなと思いますけれども、その点、やっぱり感染防止対策ということが一番を考えたら、行く前の検査を徹底すべきではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

今、達田委員から、県外大会におきましても行く前にPCR検査を行ったらどうだろうか、というお話を頂きました。

県外大会に行く場合は、県内のほとんどの競技におきまして、県内の大会を勝ち抜いた上で県外の全国大会に参加するという事になっております。

ということで、その開催時期につきましてもそこまで離れていませんので、まずは県内大会におきましてモニタリング検査を行いまして、そのあと県外の大会に参加していただいて、帰って来たらモニタリング検査を行うというふうに考えております。

そしてその対象なのですけれども、先ほど質問いただいたと思うのですけれども、中学校、高校両方対象となります。

達田委員

県内大会で一生懸命頑張って、1週間以内に県外に行くというのも、余り考えられないので、ある程度期間がありますので、ウイルスは2週間ぐらいでどんどん変異しているというふうにも聞いておりますので、是非この点ですね、PCR検査を徹底されるように要望しておきたいと思えます。

それから、次なのですけれども、この特別委員会資料を今日見せていただいたら、事故繰越しがすごく多いのですよね。防災対策として、どうしてもやらなければならないという事業がまるまる残ってしまっている、というのがたくさんございますよね。河川、砂防、運輸、道路、道路では一部できていますけれども、橋梁^{きょうりょう}修繕費はまるまるですよね。

それで、まるまる残ってしまっている理由が全部、計画に関する協議が難航したため、となっていて、一つだけ地元調整に不測の日時を要したため、ということになっているのですが、やっぱりこれは、防災に関する事業ですから、大急ぎで仕上げなければいけないと思うのですけれども、きちんと出来上がるというめどは立っているのでしょうか。

杉本砂防防災課長

事故繰越しにおける発注の見通し等についての御質問を頂きました。

県土整備部におきましては、35億円余りの繰越しとさせていただいているところでございます。

理由につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響というところが大きなところであります。このことによりまして、関係者との打合せ、立会の延期等によります全体計画の遅延、下請け確保の困難、また資材搬入の遅延などがございます。

また、工事施工に伴いまして発生した現場の対応というところにつきましても、工法の変更が生じたところがある中で、こういった数字になったところでございます。

事業効果の早期発現ができますように、引き続き万全の態勢で取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

今お答えいただいたのですが、これ道路、河川、砂防、運輸も全部入っていますけれども、一括してお答えいただいたと受け止めさせていただきますね。

それで、やっぱりこれらは防災になくなくてはならない本当に大事な事業だと思いますので、今コロナ禍の中で、おっしゃったように本当に大変な御苦勞もされていると思うのですけれども、やはりそれぞれの地元にとったら一日も早く仕上げてもらいたいという事業がたくさんあると思いますので、頑張ってください、安全な県土づくりを進めていただきたいと思いますので、要望させていただいておきます。

最後になりますが、この前新聞にも報道がありました、学校の浸水対策についてお伺いしたいと思います。

浸水想定区域内にある公立学校が非常に多いということで、心配をされているのですけれども、今の現状を教えてください、それからこれからの対策をどういうふうにするのかということを考えておられましたら、お尋ねしたいと思います。

矢田施設整備課長

達田委員から、学校の浸水対策について御質問を頂きました。

先ほど、報道の件についておっしゃいましたので、簡単に報道の内容について御紹介させていただきます。

去る6月8日に、文部科学省により、浸水想定区域、土砂災害警戒区域に立地する学校に関する調査が公表されたところです。公表された資料につきましては、想定される最大規模の洪水や高潮による浸水区域内や土砂災害警戒区域に立地しており、かつ市町村地域防災計画で要配慮者利用施設として位置付けられた学校と、その対策状況について集計されたものでございます。

県下全域の学校のうち、浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設として位置付けられた学校は、436校中216校ございます。

このうち、ソフト面の対策であります避難確保計画の作成、避難訓練及び防災教育の実施状況は、全ての学校で対応ができており、100パーセントとなっております。

ハード面の対策の状況でございますが、学校施設内の浸水対策は32校、14.8パーセントとなっております、全国平均の14.7パーセントとほぼ同一でございます。受変電設備の浸水対策につきましては47校、21.8パーセント、全国の平均は15パーセントとなっております。

また、土砂災害警戒区域についても報道されておりますが、これについてはハード面での状況の調査がございません。ソフト面での対策は100パーセントとなっております。

次の御質問の、今後の浸水対策についてということでございますが、建物への浸水対策につきましては、止水板等の対策の他、建物自体をかさ上げする高床式の施設とすることが考えられます。

県庁舎のように、浸水高さが窓よりも低い場合は、止水板による対応が可能となっておりますが、ここで想定しておりますのは3メートルぐらいの水深が多いのですが、この場合になりますと、実際には窓を塞ぐ必要がございますので、現実的な対策としては、困難となります。

次に、受変電設備等の浸水の対策といたしまして、屋上への移設、また、新たな設備架台の設置などが考えられまして、県立学校におきましては、改築工事や耐震改修工事の際に屋上に受変電設備を設置しております。対策率は28.6パーセント、全国平均は15パーセントとなっております。

今後におきましても、長寿命化改修などの大規模改修工事や改築計画において、個々の施設の状況に応じ、対応を検討するとともに、市町村に対しましても県立学校における対策について、情報を提供してまいります。

達田委員

校舎等が浸水をするということになりますと、その校舎だけではなくて、その周辺も非常に水に浸かって、子供が下校する時に危ないとかいう、そういう状況もございますので、やっぱり校舎の周辺も含めて、浸水対策というのをきちんと行っていただきたいと思えます。

それでこれは、計画的に何年までにやっていこうというような、きちんとした計画をもって進めていっているのでしょうか。

矢田施設整備課長

県立学校につきましては、学校の長寿命化の改修を現在も進めております。

これにつきましては、計画的に校舎の改修を進めておりますので、その際にこういった止水対策ですとか、受変電設備の上階への移設ということについても、同時に検討してまいりたいと考えております。

達田委員

また、個々の学校につきましてもいろいろ要望もあるかと思えますので、届けさせていたいただきたいと思えます。

とにかくこの浸水、土砂災害対策というのを、きちんと力を入れていただいて、安全な学校生活が送れるように、是非お願いしておきたいと思えます。

最後の最後なのですけれどね、実はこの第55回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の結果の報告文の中に、PCR検査で帰省を予定していた無症状の陽性者を1名捕捉するなど、という言葉があるのです。これは、犯人を捕まえたみたいな言葉ですので、やはり少し変えていただかないと、差別につながってしまうおそれがありますので、せっかく1名発見できて、感染を防げているわけですから、もっとこう、良い言葉で表現していただくようお願いして終わります。

西沢委員

今の止水板について、少し気になったのだけれど、県庁のある所を見たら、動かすのが非常に重たいのですね。何人で動かせるのですかと聞いたら、3人掛かりでしか閉められません、というような。その時に思ったのだけれど、ちょっと下を斜めにしておいたら、閉められる方向にちょっと切り替えておいたら、そういう設計にしておいたら一人で閉めることも可能なのではないかなという気はしたの。一人で押したら閉められる程度にしたほうが、緊急時だから、3人掛かりでないと動かせないのは、ちょっと厳しいなという気がした。

今後造るときにはそういうことも含めて、できるだけ一人で操作ができるようにしておいたほうがいいのかという気がしました。そんなに難しいことではないですからね。傾

斜の度合いを考えたらいいいわけですからね。それはそれで置いておきます。

それと新型コロナウイルス感染症からいきますけれども、発症したら若い人ほど後遺症が大きい率が高いとかいう話をしている。このあたりはどうなのですか。

梅田感染症対策課長

ただいま、西沢委員から、若い方の後遺症ということで御質問を頂きました。

実は、新型コロナウイルス感染症につきましては、回復期の経過について不明なところが多いということでございまして、国のほうで研究班を構成しまして、そこで研究を進めております。

あと、今現在言われているのが、従来株につきましては、実は若い方は感染しても無症状であったりとか、重症化しないという話があったのですけれども、変異株になってから、若い方においても重症化したりとか、あと後遺症に悩まされている方が多いというお声を聞きます。しかしながら、しっかりした国の知見としてまとめられていることはなくて、今現在、知見を集積中、研究中という状況になっております。

西沢委員

研究するのは良いのだけれど、実際に役立たないといけないので、そんなことは例えば徳島県でも調べようとしたら調べられるわけですよ。この前、文教厚生委員会でも言ったのだけれど、徳島県は発症の人数が少ないから、追跡調査などはしやすいですよ。そういう中でも、1,600何人ですかね、それだけおられると。だからかなりの調査はできると思うのですよ。

国の調査を待つまでもなく、そういう追跡調査の中でこういう傾向があるというのは出せると思う。早くしなかったら意味がないのです。変異してしまったら、またゼロからですよ。どんどん変異している中で、調査しては次が出て、調査しては次が出て、いつまでたっても結果は分かりません。調査中ですよと終わってしまう可能性があるのです。できるだけ早く調査して、今の傾向はこうですよ、今度のはこうですよというのを、きちんと調べてないけれどそういう傾向がありそうだと、でもいいのですよ。

今回の若い人が後遺症になりやすい、重症化しやすい、そういう後遺症については重症化しやすい、長引くとかね、そんなのがある。で、この前も言ったけれど、かかった人に今度ワクチンを打ったら、後遺症がなくなる人が多いという研究データが出てきています。そんなことも踏まえて調査しようと思ったならできるわけですね。追跡調査の中でね。

やっぱり、県でできることはどんどんやって、そういう100パーセント確実ではなくても、確実ではない言い方もできますので。特に若い人はこれからワクチンを打っていくので、皆さんが打ってもらえるような仕掛けも必要なのではないかなと思うのです。

若い人が新型コロナウイルス感染症にかかって、そのときに打ったら、ちょっと後遺症が消える可能性がありますよという、可能性だけでもいいと思うのだけれど、そういう打ってもらいやすいような仕掛けもあればと思うのですが、いかがですか。

美原ワクチン・入院調整課長

ただいま、西沢委員から、若い人が新型コロナウイルスワクチンを打っていただきやす

い仕掛けを考えたかどうかという御質問を頂いたところでございます。

新型コロナワクチンの接種順位につきましては、まずは高齢者の接種が今、進められているところでありまして。こちらは、全市町村において7月末までに接種が終了するめどがついたところとなっております。

この高齢者の接種に合わせまして、それ以外の接種についてワクチンの供給がある場合には各種団体で進めてよいということも国から出ております。

これに関しまして、本県におきましてはまず2点ございまして……

(「そんなこと聞いてない、若い人、若い人」と言う者あり)

まず、例えば企業や大学等におきまして、職域接種が6月21日から開始されることとなっております。初日の6月21日は、4会場4団体において職域接種を開始、昨日の15時時点で17会場16団体から申請を受け付けております。

個別の企業、団体名の公表は差し控えておりますが、6月21日開場の4会場につきましては、企業3会場、大学1会場、全数の17会場16団体の内訳は、企業14会場、大学3会場ということとなっております。

(「ちょっと待ってください、私が聞いていることと……」と言う者あり)

岡田委員長

小休します。(13時26分)

岡田委員長

再開します。(13時27分)

美原ワクチン・入院調整課長

若い人の接種を進めていくということで、職域接種の取組でございますとか、アステイとくしまにおける保育士等、教員等の接種も県において進めております。各市町村におきましても、様々な接種の方法というのを個別接種なり集団接種なりで進めていくと思われまます。

また、菅総理におかれましては、10月か11月末までにワクチン接種を希望する方の接種をさせたいということがございます。それに合わせまして、ワクチン接種が提供できるような体制を進めてまいりたいと考えております。

西沢委員

できるだけ若い人もやってもらいたい、皆がやってもらいたい。何でかと言ったら、やはりどんどん変異していつている。変異していくということは、どんどん難しいウイルスが出てくる可能性があるのですね。だからこそ早めに抑え込んでいくと。これは世界中が抑え込んでいかないといけないと思うのですけれど。

それから日本も全員が接種して、今の状態の中で、やれるなら抑え込める状態の中で抑え込んでいくと。そうでないと、あとから変異して、なかなか難しいウイルスが出てきた、となり大変ですから。だから早めに、これから新たなもの、どんなものが出てくるかわからない中で、早めに抑え込んでいこうという、やはり若い子も含めて皆がしないといけな

い。これが今、私たちがやれることではないのかなと思うのです。

だからこそ若い者にもそういう方向で、また、さっき言った若い人たちも1回打ったら次は後遺症がちょっとなくなる可能性があるかもしれないですよとか、良いことはどんどん言って、若者にも接種してもらおう。そういうことを進めてほしいと言っているわけです。

伊藤保健福祉部長

若い人も含めてワクチン接種、リスクもありますけれども、そういったものを踏まえた上で考えていただいて進めていただくことは重要だと考えておりますので、広報についてはできるだけ工夫してまいりたいと考えております。

西沢委員

何か知らないけど、後遺症については報道関係は少ない気がしますね。毎日何人発症して、毎日毎日出てきているのだけれど、後遺症でこんなものがいろいろ出てきて、このぐらいの割合で出てきてというのは、余り見たことがないですね。あれは報道しないことになっているのですか、それとも報道するほうが悪いのですか。

梅田感染症対策課長

後遺症の報道につきまして、余り触れられていないという御質問がございました。

先ほど御説明させていただきましたとおり、実は後遺症というのが、かなりいろいろ多様でございまして、どこまでが後遺症であるとか、そこをなかなか決めかねるところがございまして。それで今、研究班で研究を進めているというところもありますので、県内にもあるのですけれども、新型コロナウイルス感染症の後遺症外来というものがございまして。

ですので、そういった所と連携を取りながら、どういった後遺症があるかということで情報収集しながら分かった知見、集積した知見につきましては、また県民の皆様へ情報提供させていただきたいと考えております。

西沢委員

100パーセントを求めて、絶対にこのことに対しては文句を言われたい状況を作っているのでは、もう後の祭りのような気がしますね。どんどん変異してきているので、だから中途の資料を集めてきて、中途でも言える方法があるはずなのですよ。時間の問題なのですよ。そこらあたりを考えて報道の仕方を考えてほしいなと思います。これはこれで終わります。

それから、恵比須浜の岸壁の耐震化というのが、この中に載っていました。元々、この恵比須浜の港というのは、確かフェリーを就航するためか何かで岸壁に造りましたよね。それからフェリーの利用はなかなか厳しくなってきた使われないままになってきたのですけれども。今回の耐震化というのは、利用目的としては、やっぱり防災の関係ですか。そこらあたりの目的は何ですか。

川口運輸政策課長

日和佐港の恵比須浜地区、こちらのほうは耐震強化岸壁でございますけれども、まず切迫する南海トラフ巨大地震、これによりまして県南地域は津波による被害が懸念されております。

橘港、浅川港にも耐震強化岸壁は整備されているのですけれども、海部郡北部につきましては空白地帯になっていることから、今回恵比須浜地区におきまして耐震強化岸壁の事業着手をさせていただいているところでございます。

西沢委員

海部郡でも南のほうは、隣の高知県側と一緒にあって、あの大きなふ頭の港だね、甲浦港を利用してという形にこの前になっていましたけれど。それで、目的が南海地震による津波時の港の利用ということでは非常に良いことだと思います。

ところで、ここまでの、街の中から恵比須浜に行くまでの道路、かなりできました。私は県議会議員になって30年になるのですけれども、25年ぐらい前、もっと前だったかな、恵比須浜に行くまでの道路、大浜海岸から白い灯台を通って行く、あそこの道というのは、もうむちゃくちゃな道路で、地震が起こったら多分全滅で通れないだろうと。

私も、30メートルぐらいある崖の上に向いて上がりましたけれども、大きな石がゴロゴロとあって、足を持って行ったらそこでガタっと下に落ちていくような、上のほうはそういうふうになりました。要するに割れやすい岩山なのです。地震によってガラガラと崩れてきやすい岩山だと思います。

だからこそ、あそこはどうかしないといけないな思ったんだな。もうその25年ぐらい前から別の道を考えるとか、トンネルを造るとかいろいろなことを考えてきました。結局は、一部トンネルになって街のほうに向いて行くようになって、今工事が始まりましたよね。そこと連携をしないといけないのです、恵比須浜港と。要するに恵比須浜港だけ作っても耐震化しても、それだけでは意味ないわけです。街中と連携し、道が通じなかったら。

まずはこの恵比須浜港の耐震化は、計画的にはどのぐらいで完了する予定ですか。

川口運輸政策課長

今、西沢委員から、日和佐港の恵比須浜地区の耐震強化岸壁、こちらのスケジュールといたしますか、計画についての御質問を頂きました。

こちらにつきましては、今正に事業着手をしたというところでございまして、今年度におきましては設計調査、まずはこれをしていくということで予定してございます。

そこで早期の工事着手に向けてもしっかりと取り組んでまいりたいというところでございます。

西沢委員

次の地震、津波が来ましたということで、できたら全体計画を早くに決めてほしいなあと、これは国の予算関係もあるのでしょうか。

もう一つはさっき言ったように、そこに通じるトンネルがありますよね、それも着工していますよね。あそこは県道ですよ、だから県がやっているのですよね。進み具合と完成時期はどのようなのですか。

清水道路整備課長

西沢委員から、恵比須浜の耐震岸壁に通じる道路について御質問を頂いております。

この道路は、美波町の恵比須浜地区から奥河内地区に抜ける1.7キロメートルのバイパスを県で計画をして、県道として整備しております。

平成25年から着手しております、まずは恵比須浜側から工事を着手しまして、測量、設計、用地交渉等を進めまして、令和元年度に恵比須浜で用地交渉が完了したことから、土木擁壁工事を恵比須浜側から進めております。

令和2年度に、引き続きこの恵比須浜側の道路の土工、擁壁を進めるとともに、先ほど委員がおっしゃいましたトンネルの設計を発注しております。それと奥河内の橋梁きょうりょうもございまして、この橋梁きょうりょうの詳細設計も一緒に発注を出しているところでございます。

令和3年度は、引き続きまして恵比須浜側の道路の土工、擁壁を進めるとともに、今度は北河内側の用地交渉も進めていきたいと考えております。

トンネルにつきましては、まだ設計を出した状態でもございまして、今後用地交渉を進めながら国の5か年加速化対策も活用しながら、トンネルまでには一般の道路部もありますので、その道路部の工事も進めながらバイパス整備を進めていきたいと考えております。

西沢委員

そうしましたらね、目標の年次ぐらい定めてね、早急にやるというようなことをやってほしいですね。そのほかの順次、徐々にやっていったらいいという場所ではない。要するにそのトンネルも道路も港のほうも、そういう地震津波対策の一環ですから、来てしまっただけでは遅いわけです。だからこそ完成目標年度を定めてやっていただきたいなど。他の所とは違って早急にしないといけないという理由がありますからね。できたらそういう計画を、年度を定めた計画目標を作ってほしいと思いますが。返事はできないかなどかな、目標ぐらい県ができるでしょ。

清水道路整備課長

まず、道路の完成目標につきましては、広域の用地交渉も残っている状態でもございまして、今現在トンネル、橋梁きょうりょうといった大規模構造物の詳細設計に取りかかっているところでございまして、県内のそれらの大規模構造物進捗状況も勘案しながら総合的に着手時期を考えていきたいと考えております。

当然、国の5か年加速化対策活用しながら早急に工事を進めていきたいと考えております。

西沢委員

いろいろと期待しています。

それとトンネルの高さが海拔何メートルなのか、私も分からないのですが、余り高くないのですね。そういうトンネルから逆に津波の水が入ってきて街中に行く可能性もありますよね。だからトンネルの入口をできるだけ、何かの形で津波が入りにくいような、いろんな堤防をやって、まさかのときには閉めるとか、高さをもう少し上げる。数メートル上

げることがもしできるのであれば、そんなことをやったら少しは助かりますよね。あれ、10メートルあるのですかね、そんな気がするのですけれどね。トンネルの入口の高さ、分かりますか。今言っても分からないわね。でも、余り高くない気がする。だからこそ少しでも高さを稼ぐ方法も考えてほしいなど、もし変更ができるならそういうことも考えてほしいと思います。

これはこれで置いておきます。これ以上言ってもなかなか今返事はできないと思います。

それから、17年、18年前ですかね、私がプロパンガスのことを言いましたよね。家に設置されているプロパンガスボンベ、地震が来て津波が来たら多分みんな流れるなど。その当時のままだったらホースがポンと抜けて、そこからどンドンプロパンガスが噴射されて、空気より重いものだから場所によったら爆発するという危険性を指摘して、どうにかこれ、弱いところを作ってそこでポキッと折れるとか、そこから外れてパッと止まるとか、何かしないといけないのではないのですかということ、調べたら静岡県だけがその当時それをやっていたね。

だから、お願いしたら、プロパンガス業界からの返事として、一応、耐用年数が10年で買い替えるということでやっていきますと、買い替えていきますという話でございました。現実的に今、ガス放出防止装置の設置率は80数パーセント、沿岸部で90パーセントかな。これはこれで100パーセントに近づけてもらいたいものだけでも、それと別に、流れたプロパンガスボンベ、そのまま放っておくのも危険ですよ。

津波が収まって、そういうプロパンガスボンベをまだ使えると思いますので、それらをきちんと拾い集めて、災害後に利用するというのも可能だし、集めてくることで安全性が保てるし、それはプロパンガス業界の物だと思うので、そこらあたりのやり方をもし仮にできていないのだとしたらきちんと決めてする必要があるのかなと思いますけれども、どうですかね。何か対策は練っているのですかね。

岡久消防保安課長

今、西沢委員から御質問いただいた、津波水害などでLPガスボンベが流出した場合の件でございますが、現在、徳島県エルピーガス協会が策定しております、災害対策マニュアルによりまして、そうした流出の事案が出たときには、LPガスボンベの安全な取扱いについて、知見とスキルを有しております、その地域のLPガス販売事業者がまずは回収・保管に当たることとなっております。

西沢委員

協会員が各地域で余りたくさんいないと思うのですね。実際自分たちも被災すると思いますね。だからこれは協会の責任として、その人に任せるのではなくて、協会としてやるということではなかったらいけないのではないのですかね。個人に任せるのではなくて。そこらあたりもやれる体制づくりをもっときちんとやってほしいなど、それを要望します。それ自体が後からまた使えますからね、プロパンボンベがね。だから接続器具なども備蓄物資の中に入れて、後から使えるような対策もしてほしい。

それから、非常に難しい話があるのです。今日避難道路の話は何度もしましたけれど、例えば漁村ですね、漁村地区。何かと言ったら家が密集しているのですね。例えば鞆浦と

か、それから牟岐でも牟岐の東とか、それから日和佐でもありますよね。特に鞆浦などだったら一軒一軒がくっついていてありますよね。一軒一軒が長屋になっていますよね。

その間の道は、多分2メートルあるかないかぐらいの「あわえ」という、そんな道ですよ、日和佐の「あわえ」です。それも古い家が多いのですよ。だから地震で壊れるのだろうと思うような家がいっぱいあるのです。若い人でも「あわえ」が潰れて閉じ込められてしまう、避難する道がなくなる。そういう所がかなりある。だから逃げるに逃げられない。そのうち、津波もすぐ来ますから、南のほうはね、海部郡などは。10分ぐらいで来ると言われていますから、逃げるに逃げられなくて津波にやられるという、今の実態だったらそう見えます。だから、これをどうするのか非常に難しい問題です。

「あわえ」を通れるようにするというのは、できないことはないけれど金がすごくかかりますね。「あわえ」を全部やらないといけないからね。

だから、今だったら例えば、空き家がいっぱい出てきています、どこでもね。避難対策用として、今後もう使わない部分の空き家はできるだけ取っ払ってしまって、広場を作っ、つなげられるものならつなげていっていいし、つながらないものでもできるだけそれらを取って。何かこう、避難対策をもっと計画を見直した方がいいのかなあと。

ところが、「あわえ」がある地区というのは、そういうことを検討できないと思っているのかもしれないけれども、やっているようには思えないのですね。市町村を挙げて住民挙げて、余り声が聞こえてこない。これ、県内の「あわえ」地区みたいところで何か計画を立てている所はあるのですか。

鈴江事前復興室長

今、西沢委員から、いわゆる「あわえ」、狭い所の避難路についての御質問を頂きました。

委員がおっしゃるとおり、避難路、地震・津波の時に狭い道の避難路の確保は大変重要なことで、確保しなければいけないと思っております。

今、お話のありました空き家やブロック塀が倒れるとかで、避難する通路が閉塞しまして先に行くことができないということが起こり得ると考えられます。

そういうことがありますので、空き家につきましては空き家を除去するような法律が平成27年度にできていますし、ブロック塀に関しても補助事業によりブロック塀の撤去というのもできています。

ただ、問題なのが、その二つともいわゆる個人資産ですので、行政もなかなか立ち入れないということで、やはり地域住民の皆様の御協力が必要になると思います。地域住民、いわゆる公助・共助・自助がありますけれども、その共助、地域住民の中で、避難訓練なり自主防災組織などで話し合っただけのも一つの方法だと思います。

さらに、徳島県でははっきり言って余りできていないのですけれども、地区防災計画、その地域で防災計画を作っただけというような方法もございますので、そういうことも含めて市町村などに、こういう方法がありますよというのを県からもしっかりPRして、何かしら対策ができるように考えていきたいと思っております。

西沢委員

当然ながら、個人の資産、空き家がぼつぼつあると。その中で、こうやったら一番効率的に皆さんが見やすいなという道路なんかも計画して、皆さんと相談しながら計画して、この「あわえ」地区の避難の在り方に特化した、皆さんと一緒に考えて考える勉強会みたいなものを作ってほしいですね。「あわえ」地区の避難が一番難しいですから、多分それを今まで考えたところがないのではないかと。これだけ難しいですけれども、難しいからといって何も動かなかつたら駄目なので、個人がここだけ退いてもらったらいけるなという所は話しをして、できるだけ移転してもらって、それは当然ながら移転費用もいろいろ出さないといけないけれども。でも、そこでできるだけ避難しやすいような道路の在り方なんかを皆で検討してほしいですね。

これは早急にしないといけないと思いますよ。今までできていないものね、諦めているようなところがある気がしますよ。それではいけないと思います。県が率先して、そういうものをきちんと作って皆で話をしませんかと、皆の命じゃないかと、若い者でも逃げられませんよと。よろしく頼みます。

特に、避難場所に通じる道路ね、これはもう考えてくれているけれども。避難場所に通じる入り口なんかは、例えばちょっと広かったらですね、こういう擁壁にするとかね。擁壁でもガチガチの擁壁ではなくて、風が通るような擁壁でも構わないですよ、要するに物が止まったらいいのだから。例えば家が倒れてきても1本ポールがあつたら、そこで止まるじゃないですか。何か事例的にやっている所はあるのですかね、余り私聞いたことがないけれど。まあいいです。どんどんやってほしいと思います。

それから、よく言われるのですよ。街中へ行って高齢者、足の悪い人達に、私らはあの上までとても逃げられないもんな、と。あんな高い所までとても逃げられないからどうにかしてくださいよ、とよく言われるんですよ。だから、避難タワーにはスロープができていますよ。でもスロープができていますからといって、とても上がれないとか、誰か助ける者があつたら行けるかもしれないけれど、そのとき任せじゃないですか。自力では無理だという所があるじゃないですか。

だから、自力でできるのは、平坦地で、平坦な中で逃げるとというのが一番だと思います。前高知県知事の尾崎正直さんなどは、なったときに地下に逃げるという構想をしていましたよね、巨大な地下空間に下へ逃げると。上じゃなく下へ。でもあれはちょっとボツになりましたけれど、確かにあれは大きすぎた。

でも、私たちが言ってきたのは、自分の家の庭に向いて、下に逃げるということも考えないといけないだろうと。でもやっぱり空気の問題とかね、それから上に逃げるとき出入り口の所に物が乗ったら大変だとか、そういう中で個人的にというのは非常に難しいところがある。そんなのをクリアできたら、平坦地でも逃げられるのですよ。

例えば、コンクリートビルの中の1階とかね、その一角を津波の水が入らないような仕掛けにすればやれるとか、そういう平坦地で逃げられるとかですね、バリアフリーにする。それから、助かるタワーの1階というか、下の空間が空いていますよね。ああいう所に駆け込み部屋を造るとかね、そこに向いて2重扉を造って逃げるとか、バリアフリーにできますから、周りからの大きな物は止まりますから。それで、窓があれば入り口が閉まっても助かるタワーの下^{のぞ}だったら、皆さんあとから覗いてくれますから。そういうやり方もありますので、やっぱりそんなことを含めて脚が悪い方、障がい者の方、高齢者の方で

も自力でも逃げやすいような、ある物を利用してやっていくというのが手ではないのですかね。

どこもやっていないからやれませんかと言って、率先して国と相談してモデル的にやらせてもらうとかね、いうことから始めてもいいと思うのですけれど。そこらあたりは少しなおざりというか、置き去りにされているようなところがある。そんなことも考えてほしいのですけれどね。徳島県初でやりませんか、逃げ込み部屋、どうでしょうか。

鈴江事前復興室長

今、西沢委員から、御提案がありました駆け込み部屋ですけれども、確かに要配慮者、なかなか避難できない方をいかに避難させるか、全員で助かる命を助けるというのは非常に重要な問題で、是非とも全員助けたいという気持ちは大いに持っております。

それで、駆け込み部屋ですけれども、今御提案いただいて詳細は分からないのですけれども、まず技術的に可能なのかという点もあるかと思えます。私の知る限りでは、例えば商品化されたシェルター、駆け込み部屋みたいに大きくないですが、そういう市販されているものがありますので、そういう物の活用も一つの方法ではないかと思えます。

こうしたことも含めて、市町村がいわゆる避難タワーとか避難場所とかを確保していきますので、市町村にもこういった物があるという情報提供なり、また県で調べて新しい情報がありましたら共有して、助かる命を助けていきたいと考えておりますのでよろしく願います。

西沢委員

例えば、高齢者施設とか障がい者の施設とかに入っている人は、夜に地震が発生したら担当職員が少ないですよ。病院とかでもね。ところが病院などでも、昔はスロープがあってベッドごとスロープで上がり下がりしていた所がありまして、海南病院なんかはそうだったのですけれども、今は新しい病院でスロープがある所はないですね。何でか知らないけど。スロープがなかったら、大勢の人を少人数で移動させるのは難しいですね。エレベーターはそうはいかないしね。

だから、そういう方々が逃げられる体制にするのは難しいのですよ。周りの人に応援してもらおうといっても、真夜中に応援してもらうなんてよく分からない世界ですよ、来てくれるかどうか分からないし。そういう計画では心もとないと思うので、できるだけそういう方々をどうやったら逃げられるか。例えば障がい者施設なんかだったら、今言ったようなシェルター方式にして、ということも必要だと思います。

高齢者の施設、障がい者の施設でも津波につかる所がそこそこあるのでしょうか。一時に津波にやられる所があるのでしょうかから、そういう所こそ率先してそういうシェルターか、逃げ込み部屋か、駆け込み部屋、そんなものを検討してやってほしいなと思えます。

扶川委員

ワクチンの接種からお尋ねをいたします。

今日の新聞にも報道されていましたが、教員や保育所なんかを県の大規模接種で受けられるようにすると。非常に良いことだと思いますが、70パーセントぐらいの定員充足率とい

うことでしたが、これ教員、保育士を余力でやっていくということなのですか。それでまた、この人たちをやったあとも余力は残るのですか。少しそのあたり教えてください。

美原ワクチン・入院調整課長

ただいま、アスティとくしまの大規模接種会場につきまして、扶川委員から、御質問があったところでございます。

まず、今70パーセントの定員充足率と申し上げたところでございますが、これは今現在行っている高齢者接種につきまして、平日1,200人、土日2,000人という予約枠、それに対するこれまでの実績がおよそ70パーセントであるということでございます。

一方、昨日発表させていただきました教員や保育士等へのワクチン接種につきましては、高齢者向けのワクチン接種が7月15日で終了し、それ以降に実施するものということでございます。こちらのアスティとくしまでの大規模集団接種につきましては、現在の高齢者接種に引き続いて、徳島の未来を支える子供たちと接する機会の多い保育士、幼稚園教諭や小中高、特別支援学校の教職員等に対しまして、夏休み中の接種完了を目標にワクチン接種を実施するというものでございます。

ちなみに、その小さいお子さんと接することの多い保育士につきましては、その7月後半から始まる夏休みを待つことなく、今週の土曜日、明日ですね、6月19日からアスティとくしまの、今現在、高齢者接種を行っている1階のホールとは別の会場、3階の会場において接種を開始するというものでございます。

扶川委員

大規模接種は、市町村の取組を補完するものなのですが、市町村においても、例えば北島町では教員を余ったワクチンで優先接種するという取組をしていますけれども、私は必要性の高いところからワクチンを接種していくという戦略が要ると思うのですよね。

これ、尾身会長も言っていたと思うのですが、昨日NHKを見ていたらそんな発言があったように思うのですが、県下の優先接種の状況というのを、例えば県が把握して、県が集約した情報を市町村に提供するとか、あるいは市町村で優先接種やりたいのだけでも、行き届かないから県の大規模接種の中に組み込めないとか、そういう情報収集ときめ細かな対応というのは、今されていますか。

美原ワクチン・入院調整課長

ただいま、県下市町村との連携について、扶川委員から、御質問のあったところでございます。

まず、現在の市町村に対する県の支援、取組でございますが、予防接種法上の実施主体である市町村がワクチン接種を進めているところでございますが、その取組を補完するために県におきましては、大規模接種会場の提供、それから医療従事者の支援等を行っているというものでございまして、本日、伊藤部長から報告させていただきましたとおり、アスティとくしまでの大規模集団接種、それから鳴門市、阿南市に対する医療従事者の派遣、こういったものを行っているというところでございます。

高齢者接種につきまして、市町村に要望の有無を確認いたしましたところ、大規模集団

接種につきましては、小松島市、阿南市からの参加、それから市町村で実施する集団接種に対しましての医療従事者は鳴門市、阿南市への派遣、それ以外の市町村につきましては、今のところ県の支援についての要望が、現時点ではまだなかったというものでございます。

もう1点、各市町村の取組を県で集約し、各市町村に横展開をしていくべきではないかという点でございますけれども、こちらのほうにつきましても、各市町村と県においてWeb会議等により意見交換を行い、情報収集を行っているところでございます。

ちなみに、各市町村の状況について申し上げますと、65歳以上の高齢者接種以降の一般接種につきましては、接種券について18市町村が6月中に発送予定、6市町が7月中に発送予定などとなっております。各市町村の実情において64歳以下の接種に関する取組が行われているところでございます。

扶川委員

私も細かく、例えば板野郡の町の接種の需要を把握しているわけではありませんので、これ以上詳しくどうこうは申しませんが、優先接種すべき対象というのは結構あると思うのです。例えば、運輸関係であるとか、宅配なんかしている方とか、それから運転手、タクシーの方なんかも、狭い空間の中でお客さんと一緒にいるわけですよ。

それから、接客業をやっている方なども、かなり近い距離でいろんな方と接触しますよね、飲食店はもとよりですけども。例えば徳島市みたいな大きな繁華街の所では、そういう需要がたくさんあると思うのですけれど、そういう所の従業員さんに優先接種してこうというふうな取組が、もし市のほうから提案がないのであれば、県のほうからお話ししてでもやっぱり進めないと、これは全県に影響するようなことになると思うのですよ。

それから、戦略的にどこから接種をしていくべきかということは、少し考えてみれば分かることなので、そういう意味で、これから若い人の接種を一気に進めていく中で、少しでも効果的な、効率的な抑制につながるようなやり方にすべきだと思うのですが、まだそれが十分議論できていないというか、市町村のほうの取組としても、報道なんかを見ても十分見えていないような気がするのですけれど、そのあたりを是非強化していただきたいと思います。

また付託委員会に向けて私も勉強してみますので、その上でこの点は議論をしてみたいと思います。

それから、そういう意味では接種の効果ということについて、認識を一致させておかないと、これからの対策にこのワクチンの接種を十分生かせないと思うのですよ。それで昨日も菅首相に対するインタビューでも効果の質問がありましたけど、感染はするけれども人にはうつさないのか、感染はしないのか、感染しても重症化しないだけなのか、いろいろな可能性があると思うのです。

これも人によって違うのかも分かりませんが、大きく見て例えばワクチンを打つことによって、他の人にうつすほどのウイルスの増殖を自分の体の中でさせないという可能性が圧倒的に高いのであれば、とにかくにもワクチンを進めることが検査以上に予防に役立つと思うのですよね。

その情報が国からはっきり入ってこない。これについては県としてもしっかりエビデンスを示してほしいということを国に上げてほしいのですよ。このはっきりとした知見が出

てくるということは、国全体で新しい緊急の対策を取っていく上で非常に重要なことだと思うので、是非その点、意見を上げていただきたいので、そのことをお答えください。

美原ワクチン・入院調整課長

ただいま、扶川委員からワクチンの接種に関する効果についてもっと国民に啓発を、という御意見でございました。

こちらにつきまして、現在国内で使用されておりますファイザー社製、それから武田／モデルナ社製につきましては、感染予防効果についてはまだ実証がされていないところ、いわゆる発症予防効果、それから重症抑制効果につきましては、効果があるといわれております。

ちなみに、このファイザー社製とアストラゼネカ社製の効果につきましては、例えばファイザー社製につきましては、発症予防効果は95パーセントとされ、副反応については、注射部位の痛み、頭痛、筋肉痛、発熱など。接種回数は3週間空けて2回。それから、武田／モデルナ社製につきましても、発症予防効果はファイザー社製とほぼ同水準の94パーセントとされ、副反応についてもほぼ同じ。接種回数は2回だが、こちら4週間空けるという情報でございます。

こちらのほうにつきましても、県民の方に広く知っていただくという認識から、県のホームページにもこのような情報を掲載させていただいているところでございます。

扶川委員

ではお尋ねしますけどね、発症しなければうつさないというわけではないですよ。無症状でも何日か前から感染したらうつしてしまうということもあるというようなことも言われてきましたけれども、発症しないということは体の中でそんなにウイルスが増えないんじゃないか。ウイルスが僅かであれば感染させる率も少ないんじゃないかと素人では考えるんですけど、そこまでの期待はできるのですか。

美原ワクチン・入院調整課長

ワクチン接種後の感染をどの程度予防できるかということですが、現時点で厚生労働省の質問によりますと、ワクチンを接種した方から他人への感染をどの程度予防できるかについてはまだ分かっていないと。引き続き、皆様に感染予防対策を継続していただくようお願いするというのが、厚生労働省のホームページに掲載されております。

扶川委員

そこなのですよ。そこのところを国として早く検証して出していただくように県としても国に対して要望していただきたい。

それができたらね、これはもう決定的に重要です、ワクチンを打てば打つほど人にうつさないということになるわけで、そうすると安心して飲みに行けますわね。だから、これからの経済復興、V字回復を図る上で決定的な要素になると思うのですよ。

是非そのあたりのことを検証していただくように、国に意見を上げていただきたいと思っております。よろしくお願ひしますがいかがですか。

美原ワクチン・入院調整課長

これまでの新型コロナワクチン等をはじめ、新型コロナウイルス感染症につきましては、全国知事会等を通じて必要な提言を行い、国からもそれに応える形で様々な施策が提案されてきたところでございます。

このワクチンの性能効果につきましては、国立感染症研究所など様々な専門機関による治験等の蓄積が必要になってくるものと考えておりまして、そういった場合には、県民に啓発を行ってまいりたいと考えているところでございますが、そのようなことができるまでの間につきましては、引き続き皆様に感染予防対策を継続していただきますようお願いしているところでございます。

扶川委員

それは当たり前のことですよ、だから国に要望してくださいと言っているのですよ。当然しているわけですね、そう理解しますよ。当たり前のことですからね。はい、ではお願いいたします。

それでね、ワクチン接種を進めながら経済も再起動させていくということを今県としても取り組んでいますよね。その中で、まん延防止等重点措置^{そち}で規制されている所は今やっていますが、徳島県はそれも取っ払っているわけで、基本的には手洗いとかマスクとかソーシャルディスタンスとか気を付ければ、観光に行ってもいいし、泊まってもいいし、飲食してもいい、という状態になっているわけですよ。

その中で少しでも感染リスクを下げる対応として、例えば、今、ワクチン接種すれば接種証明というのをもらえるでしょ。だから、その接種証明を前提にお酒を提供するような店が出てきてもいいのではないかと思うのですよ。あるいは、接種証明を持っていないのだったら、今は15分ほどで市販の抗原定性検査みたいなことができるから、そういうものを使ってくださいという店が出てきてもいいのではないかと思うのですよ。そうすると、そういうお店は魅力的なのですよ。私も行きたいと思います。感染のリスクが少ないと思うので。

これは飲食店に限りませんが、例えば宿泊業に関しても、そういう取組を支援していく。今回支援制度ができていますけれど、例えば、PCR検査については従業員の検査をするという仕組みですが、PCR検査は結果が戻ってくるのに1回1週間も掛かるわけですね。確かにそれは安心安全につながりますけれども、即効性はないでしょう。

鳴門などは特にたくさん県外から観光客がやって来ていますけれど、泊まりに来た方々からすれば、従業員が1週間前にPCR検査を受けて、今日陰性だと分かりましたよと聞いても、ちょっと安心感が高くないですよ。その1週間の間にまた感染してしまっている可能性もあるわけですから。

だから、それよりも従業員の皆様が、例えば、うちは全員接種していますよとか、うちは接種してくれているお客様にプレミアを与えて受け入れていますよとか、抗原定性検査をお願いしていますよとかね。そういうのが魅力的だと思うのですよ。そういう取組をやっている所もありまして、例えば、富士河口湖町だったかな、実際にワクチン接種証明を出してくれた人には1,000円を割引しているということが報道されていましたが、これ

も一つのやり方なんじゃないのかなと思うのですよ。

ワクチンとか抗原定性検査とか、そういうものを使ってこれからの観光振興、繁華街の支援のようなものにつなげていくことはできないかということについて、県のお考えをお聞きしたいと思います。

利穂観光政策課長

ただいま、扶川委員から、宿泊施設に対するPCR検査、抗原定性検査をできないかという御質問でございました。

現在、PCR検査につきましては、宿泊事業者の従業員の皆様を対象に実施しているところでございます。

一方で、先ほど委員がおっしゃいました抗原検査キットにつきましては、今回お願いしております宿泊事業による感染防止対策等支援事業におきまして、対象として購入できません。宿泊施設におきまして、抗原検査キットの購入を検討される場合は、その宿泊施設に当事業を御案内しまして、取組の支援をしてまいりたいと。補助率は2分の1でございまして、上限500万円まで支援することができます。

扶川委員

実は、それについて商工労働観光部関係の経済委員会で初めて答弁を聞きまして、あとで詳しく聞いておけばよかったのですが、そのキットはお客様にも使えるのですか。

利穂観光政策課長

感染防止対策にということですので、これは従業員の皆様にも来られるお客様にも使えるということでございます。

扶川委員

是非、それを生かして、魅力的な観光施設、宿泊施設、それから飲食店、そういったものにつなげていったらいいと思うのですけれども。それから、接種証明も有効ですよ。

とするとですよ、地域経済を活性化させるためにも、そういう場所で働いている方が多い所を優先接種するという考え方も出てくるわけです。徳島市とか鳴門市とかね。大きな宿泊施設とか集中しているような所では優先して接種してあげるとか、市町村ができないのであれば県が大規模接種の計画に入れていくとか、そういうことを考えられたらどうかと思うのですが、これは商工労働観光部サイドで決めることではないので、全体としてそういう議論をしていただきたいのですが、いかがですか。

美原ワクチン・入院調整課長

ただいま、ワクチンの優先接種について、いわゆる商工団体とか商工関係のほうからも優先接種の対象にしてはどうかという御質問がございました。

ワクチンの優先接種につきましては、医療従事者、それから高齢者、基礎疾患を有する者、高齢者施設の従事者等と順位等が示されております。

一方で、ワクチンの供給量を踏まえ、接種を希望する高齢者数を上回るワクチン供給が

得られた場合には、高齢者に対する接種時期であっても順位に関わらず、高齢者以外の接種対象に接種を行うことは差し支えないということとなっております。

これにつきまして、まずは予防接種法上の実施主体である各市町村におかれましては、様々な工夫が行われておりまして、県内市町村においても、基礎疾患を有する方、高齢者施設の従事者、それから60歳から64歳の方から接種する自治体に加えまして、それらと並行して、独自に小中学校の教職員、保育所、こども園の職員等を優先接種するという自治体もございます。

また、県におきましても、先ほど申し上げましたが、アスティとくしまにおいて、保育士、幼稚園教諭、小中学校、支援学校の教職員等を対象にした大規模集団接種、こちらを夏休み中に接種を完了することを予定して実施しているところです。

また、いわゆる職域接種という取組がございまして、関係団体等におきまして1,000人が2回接種する体制を確保して実施するという取組も各企業、大学等において実施されているところでございます。

ワクチンの供給につきましては、モデルナワクチン等が職域接種等に供給されるわけでございますけれども、まずは実施主体である各市町村、それからそれを補完する県、さらには職域接種を考えられている団体等において順次接種が進んでいくものと考えております。

扶川委員

非常に御丁寧な簡潔でない答弁を頂きましたけれど、責めているわけではないですよ。それは言いたいのは分かりますけど、端的に言っていただかないと、あと15分しかないので、申し訳ないですけど、もう少し簡単にお答えいただきたいなと思います。

今、いろいろな取組されているのは分かりました。県としましても大規模接種、保育所とか教員とかやっているというのは分かりました。だから、そういう取組をこれからやる中で、今、ここで私が御提案したようなこと、お聞きしたようなことも含めて市町村とも情報共有していただいて、これからのワクチン接種、予防、それと経済の回復に役立ついろいろなアイデアを共有してほしいということでございますので、これは強く要望しておきたいと思います。

あとですね、COCOAとかね、全然聞かなくなってしまったので念のため聞いておきます。

以前も私が委員外議員の時にCOCOAのことを聞きましたけど、それからCOCOAで不祥事が起きまして、その後やっと数字を頂きましたけれど、これまで感染した方、県が把握した方の中で、一体何人がCOCOAを利用していて、その中で何人が登録したというのは現時点の数字は把握していますか。

岩田感染症対策課情報発信担当室長

ただいま、国の接触確認アプリ、COCOAの利用状況についての御質問を頂きました。

国の接触確認アプリと申しますのは、スマートフォンの近接通信機能を使いまして感染者と接触した可能性について通知を受けることができる仕組みでございまして、接触を検知する目安は、お互いのスマートフォン同士がおおむね1メートル以内の距離で15分以上

近接した状態にあった場合とされておりまして、ただいま、国では5月28日時点で発表しておりますが、全国のダウンロード数は2,796万人、陽性者の登録は1万7,126人となっております。

国では、この陽性者のうちいくらがアプリを使っているか、あるいは陽性登録をしているかについては、現時点でも、前の委員会でも答弁させていただいたとおり、発表していないということでしたが、県では国にも確認しまして登録者増のために広報をするというので、保健所で把握している陽性者のうちアプリの利用者、そして陽性登録者希望の方を前回も公表させていただいたところでございます。

現時点、6月11日時点ではありますが、アプリの利用が28名のうち陽性登録の希望者が16名となっております。

扶川委員

もっと広がればねえ。1,620人の感染者の中で28人が登録していて、アプリを使っていて、それでも16人は発信してくれている。でも、これは発信してくれた人からしたら助かる話ですよ。濃厚接触者であるかないかという、自分の生死に関わるような情報をもらえるか、もらえないかという話なのですから。

私はこのCOCOAの仕組みというのは、特に風俗営業などに関わっている方は自分からはなかなか名乗り出れないという事情もありますから有効なんだということを、ずっと前、去年の第6例目が発生した2月の時点から議論をしてまいりました。

これからもうそろそろアフターコロナ、ポストコロナを議論しなくてはいけない時代になりましたけれど、せっかくこういういいものを作ったのですから、例えばこれから日本の常識にすると。時間をかけてもみんながこれを登録しようと。いざ何か起こったとき、また、今度新型インフルエンザが起こるかも分かりません。そういうときに活用できる財産として、こういうものは残していくべきだと思います。

国もこれについて全然ものを言わなくなっていて、COCOAのこの字も言わなくなったということに関しては、非常に御都合主義だなと私は憤りを覚えますけれど、これからアフターコロナ、ポストコロナでこういうものも含めてしっかり活用していけるようお願いをしたいなと思います。

そういう点では、先ほどの検査とかワクチンの接種も、私の意見としては、本当に日の当たらない人たち、性風俗なんかそうですけど性風俗に限りません。風俗関係で夜の街で働いている方々にも、ちゃんとリスクを軽減してあげられるような、そういう優先順位があつていいと思うのですけれど、これは私の意見として申し上げておきたいと思います。

時間が余りありませんので少しお尋ねしますが、学校のトイレですが、地元の高校でトイレが余りにも汚くて、という苦情があつたので、教育委員会にお尋ねしたところ、洋式化がまだ十分進んでいないとお聞きしました。

避難所になっている学校の洋式化のことなど、達田委員が何度も聞かれておりましたが、この学校の設備改善、単に防災の観点だけじゃなくて、子供たちの教育環境を充実していくという県の立場からも、こんなものが遅れているのは私はおかしいと思います。それこそ億単位のお金をどんどん放り込んででも、トイレの洋式化などは進めていくべきだと思いますが、県教育委員会のお考えをお聞かせください。

矢田施設整備課長

県立学校のトイレの洋式化についての御質問でございます。

先ほど委員からもお話がございましたように、県立学校の避難所になっております体育館等のトイレの洋式化につきましては、これまで取り組んでまいりまして、昨年度に100パーセントを達成したところでございます。

現在、校舎等につきまして、長寿命化の改修を実施しておりますが、県立学校44校ございまして、その中で外壁ですとか、それから内部の改修、様々な改修がございます。その中でトイレの洋式化についても、進めているところでございます。

それぞれの学校の順番につきましては、できた時期ですとか、それから学校の構造でありますとか、トイレの数、これにつきましても学校等の調整が必要でございます。限られた予算の中で工夫しながら進めていっている状況でありますので、御理解していただければと思います。

扶川委員

そういうことで、その限られた予算というのが問題なので、これは教育委員会だけで解決する問題ではないと思います。

これは前にも少し議論したことがありますけど、徳島県がV S 東京で一番になれるのはどういう点かと。やっぱり私は教育であり人材の育成ではないかと。ここではそんなに無茶苦茶なお金を使わなくても、あるいはハイテクを使わなくても優れた人材を輩出する。既に学力テストなどは、例えば秋田県とか福井県とか優秀な所がありますよね、工夫次第で全国1位になれるわけですよ。ここに思い切った投資をするべきだ。防災上の観点からも、それから地方創生という意味からももっと手厚いお金を使ってほしい。

全国に誇るすばらしいホールができたけど、あっちもこっちも汚らしいトイレが残っているなんていうのは胸を張れませんよ。私はそういう意見です。ホールを否定しているわけではないですけど、そういう観点で取り組んでほしいという意見を申し上げております。

それから時間がないので、住宅の耐震化に関しても少しお尋ねしておきたいと思っております。

死者ゼロを目指そうと思ったら、先ほども避難の話がありましたが、移動手段を確保することもさることながら、住宅に伏せられて動けなくなる高齢者、家に伏せられて亡くなったり動けなくなったりする災害弱者をどうするかが最大の問題と思うのですが、そのために耐震化をするには、もう私ら年取っているからできない、お金も無いという声は昔からありました。

代わりにシェルターとか、耐震ベッドとか、そういうものを普及するのだという話をずっと前からやっていますけれど、この普及状況はどうなっていますか。

早澤建築指導室長

耐震シェルターの状況ですけれども、現在、平成12年5月までの木造住宅が対象になりまして、耐震診断の結果、評点が1.0未満と判定された場合につきましては、耐震シェル

ター又は耐震ベッドを設置する場合に徳島県が補助をしております。工事費につきましても5分の4以内かつ80万円、耐震ベッドの場合については40万円を限度に市町村が補助するという事です。

ただ、耐震シェルターを使うに当たり、要件がございまして、啓発モニターとして御協力いただける方が対象となっております。

耐震シェルターにつきましては、2種類ございまして、8畳タイプと6畳タイプ。会社としましては、フレッセととくしま防災ネットの2タイプが今、御用意できております。

大体、平均事業費としましては平均180万円前後となっております。

実績状況でございますけれども、令和2年度につきましては11戸となっております。

扶川委員

本当に必要としている人の数からいうと、この11戸ずつの整備では私は追いつかないのだろうと思います。もう少し本当に、古い家に住んでいて危ない人が使いやすい制度にする必要があるのではないかと考えているのですけれど、どうして使えないのかということも含めて調査をしていただきたい。

それから、ベッド以外の方法もあると思うのですよ。公営住宅のしっかりした所に移転するであるとか、とにかく何らかの形で住宅に伏せられて、動けなくなったり亡くなったりするような高齢者をなくさないといけない。それは非常に急いで取り組まないといけないのだから、現状を把握してほしい。今数は分かりましたけど、これで大丈夫だとはとても思えません。もう一回きちんと把握した上で、こういう手立てで高齢者の命を守っていくのだという具体策を、市町村と一緒に考えていただきたいと思うので、また引き続きお尋ねしますので、御報告いただければと思います。

そうしたら、最後に一般論だけ申し上げますけれど、菅首相が、11月に希望する全国民がワクチン接種を完了すると。これを信じられるのであれば、その後どうするのかということ国全体で考えていかないといけないと思います。マスクなどはいずれ外せるようになるでしょうけど、例えば飲食店のパーティションであるとか、換気であるとか、手指消毒であるとか、検温であるとか、こういうものはコロナ後も、例えばインフルエンザの抑制のようなことで役立つのであれば、新しい常識として残していくべきだと思うのです。残していくに当たって、例えばお店でそれをやり続けていただくのであれば、食中毒に関する基準があるように、感染症に着目した基準があってしかるべきかなと思います。

そういう意見を国にも上げていただいて、アフターコロナ、ポストコロナの時代に、どういう町を、店を、施設を、学校とか公共施設もそうですよ、今度造る文化ホールだってそうですよ、イメージするのかというものを早く作っていく必要があると思います。

このことについては、文化ホールの時にも議論したことがありますけど、いよいよ出口が見えかけているのですから、そんなに先のことではないので早手回しに議論をしていくべきだということを意見として申し上げて終わります。

仁木副委員長

日々の新型コロナの関係に対しまして、御奮闘されていることに敬意を表したいと思います。最後に何点か質問させていただきたいと思います。

先ほどの扶川委員の御質問の中にありました、広域接種とか自治体接種にサービス業とか運輸業とかそういった形で業種別に、優先度合をつけたらどうかとかいう質問もございましたけれども、これ私、1年前ぐらいに新型コロナウイルス感染症が出始めた時に、県が出しておりました新型インフルエンザ特別措置法に基づいた県の計画があったと思いますが、その点を見せていただいておりますら、やはりワクチンの関係のことも記載があったように覚えております。その際は、65歳以上を優先というような形ではなくて、職業別といった形で優先をつけていたというようなところも見受けられたと記憶をしております。

その後、新型コロナ特別措置法に移行した上で、65歳以上を優先接種というところが出てきたという流れかなと思っております。

現状においては、職域接種も加わってきたというような流れだと認識をしております。この中で、職域接種が円滑に進んでいくか、若しくは先ほど扶川委員がおっしゃったように、いわゆる公的な優先接種に職業を当て込んでいくか、いずれかの選択若しくは両方の選択というような形に持っていくことが、集団免疫を獲得するために最も円滑にいく方法ではないのかなと、話を聞いていて思いました。

そこで私は、接種会場等の状況も聞きたいわけなのですが、職域接種を中心に今日は質問をさせていただきたいと思っております。

まず、職域接種の会場なのですが、最近新聞報道でありますのは、いわゆる使用済みの注射針で二度打ってしまったとかいうところが他の部分でもございます。全国的には、民間でもあるようでありまして、そういったところの対策はどのように取られているのか、少し気になるところです。

私も、接種しているところを見たら、二度打ちする原因というのは、いわゆる新しい注射針を置いておいて、接種した後に接種した注射針も机の上に置いてしまうというようなことで、間違えてまた持ってしまって打ってしまうというようなことでないのかなと思ってます。

ですから、発生しないようにするためには打った注射器については、机の上に置くのではなくて机の下に箱でも置いてそこに入れるという、混ざらない方策というのが必要なのかなと、思っているのですが、そういった対策というのは県の広域接種においては取られているのでしょうか。

美原ワクチン・入院調整課長

ただいま、仁木副委員長より、ワクチン接種の間違い防止のための対応がとられているのかという御質問がございました。

こちらにつきましては、ワクチン接種後の針の取扱い等について、国からも示されておりまして、接種した後には速やかに針はそのまま専用の容器に廃棄するというような手続が示されておりまして、大規模接種会場におきましてもそういう形で実施されているところです。

仁木副委員長

それは非常に当たり前のことなのですが、それが混ざらないような工夫をされて

いるのだったら、それでいいのですけれども、されていなのであればそういった工夫をしていかないといけないのでないのかなと思います。

それを答えてくださいというのではなくて、何でもかこういうことを聞くかと言いますと、広域接種の会場を見に行っていないから、そういう工夫をしているかどうか分からないのですけれども、一度見に行きたいと思いますが、数をしているところは症例と同じようにそういった工夫がいろいろとなされていると思うのです。

そういった工夫をされた点を、職域接種にも情報共有すべき状況に今なってきているのではないのかなと思っているのです。職域接種は企業側が主催しますから、回数をやっていないですね、初めてしますよね。初めてする中で、今までたくさんワクチンを打ってきた経験がある人たちの、こういったところをこうしたほうがいいよということが情報共有できるように進んでいっていただきたいと思うのですけれども、その点どうでしょうか。

美原ワクチン・入院調整課長

職域接種におきましても、大規模接種等のノウハウ等を知らせてはどうかという御意見でございます。

現在、いろいろな企業、大学等が職域接種を検討されている中で、実際の大規模接種会場の様子がどのようなものかということに大変興味を持っていただいているところでございます。このため、県におきましては、その大規模接種会場での一連の流れについての動画を作成し、徳島県チャンネルにアップさせていただいているところでございます。

また、様々な問合せがありましたら、それにつきまして、例えば会場の見学等の対応もさせていただいているところでございます。

職域接種につきましては、接種は当然医療従事者、いわゆる専門家の方が行うものでございますので、その辺につきましても専門的な観点から手引等を確認していただいて、実施をしていただくものと考えております。

仁木副委員長

分かりますが、回数によって進化をしているところがあると思いますので、そういった良いところを共有していただきたいという趣旨でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

いずれにいたしましても、職域接種がこの21日から県内も解禁になるということで、ここを非常に応援していかないといけないのでないのかなと思っております。自治体に影響のないように確保できるといった要件がありますが、こういうときに各団体がそれぞれ職域接種の申請をしていると思いますけれども、このサポートもしっかりとしていただきたいと思うのです。

例えば、ある団体が職域接種するときに、どうやって申請をするのかな、こうやるのかな。そこから先、申請はしたけれど、実際本当に必要なのはどういうものがあるのかな、というサポートが一番大事になってくるのかなと思っております。

それを、ワクチン・入院調整課に直接問合せをするようになったらパンクしてしまいますよね。ですから、そういった業界団体のサポートを全庁横断的にするべきだと思っているのですけれども、今の段階でそういったことに対する見解とか、また、担当課がいろい

ろな団体をそれぞれで今までサポートしていると思う、ワクチン以外もね。そういったところの職域接種の県内各団体の今の状況というのは、把握されているのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

蛸原保健福祉政策課長

今日保健福祉部、ワクチン・入院調整課がおりますので、その範囲での話ということになりますけれども、参考にとということでお伝えさせていただきたいと思います。

それで、保健福祉部につきましては、当然医療の関係の団体ですね、それから高齢者施設関係の団体、それと障がい者団体と、そういう団体を所管しているという形になっております。その中の団体、職員とか医療従事者の方でしたら、市町村接種の優先順位が1位という形で、もうどんどん接種は進んでいっているという状況。それから、障がい者団体とか高齢者の入所施設の職員についても、一応市町村接種の優先順位が定められているという状況になっておりますので、おおむね一般接種よりは早く接種を受けられる状況になっております。

それで、先ほど仁木副委員長も言われましたとおり、職域接種については当然条件的なものが、要するに市町村の接種の邪魔という言い方はおかしいですけど、そうならないように医師を確保しなさいとか、1,000人以上でそれが2回できる態勢を取りなさいとか、おのおのの職域でやっていただくことになってはいますが、先ほど美原課長からもありましたとおり、大規模接種会場の動画とか、そういうものを視覚でよく分かるような、要するに、流れとかアドバイスとかそういう支援を、保健福祉部ではワクチン・入院調整課からになってしまうのですが、行っているような状況です。それで、どうにか職域接種を広げられないかという体制は取っております。

ただ、今のところ、うちの団体、団体でという形ではないということでございます。

仁木副委員長

ほかはないのですね。そうしたら結構です。

あるのですか。

出口商工政策課長

ただいま、仁木副委員長より、職域接種促進への取組についての質問がございました。

新型コロナワクチンの職域接種につきましては、6月1日に国から、地域の負担を軽減し、更に加速するため、6月21日からまずは1会場当たり接種者が1,000人以上の規模を前提としたワクチン接種の可能性が示されたところでございます。

それを受けまして、商工労働観光部におきましては、保健福祉部と連携いたしまして、去る6月11日金曜日でございますけれども、徳島市内の経済産業会館において商工5団体の皆様に加えまして、中堅企業といいますか、1企業当たり300名以上程度の従業員を有する企業の皆様にもお声掛けさせていただきまして、当日、26企業、団体で30名ぐらいに御参加いただきました。

この説明会におきましては、国から示されました説明資料、ガイドライン等を基本に、先ほど説明いただいているような、徳島県チャンネルにおける大規模集団接種会場での流

れ、動画を御覧いただきながら、まずは基本となるところの情報共有説明をさせていただいたところでございます。

この後にですけれども、説明会に御参加いただいた複数の企業又は職域をまたがるような団体から、職域接種に向けた手続を進めているところと聞いております。

また、当日は1時間半ぐらいの説明会ございましたので、後々検討を重ねるに当たってまして不明点などがあろうかと思っておりますので、まずは商工政策課の問合せ連絡先であるとか、ワクチン担当課の連絡先をその会場にてお伝えし、その後も何か不明点がございましたら、というところでフォローアップをさせていただいているという状況でございます。

仁木副委員長

ワクチン・入院調整課は、たくさん質問がある、今たくさん抱えていると思いますので、本当に全庁横断的に職域接種が進むようにサポートしていただきたい。そのことに尽きますので、強く要望しておきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

あとは、職域接種に関する事で少し懸念されることがございますが、巡回接種や個人病院での接種においてファイザー社のワクチンを利用されていると思います。それについての今の方針で、余った分、希釈して余った分、人数6本のうち余った分、それをアステイとくしまに持ち込んでもいいというようなことを聞いたことがあります。

職域接種でも同じようにモデルナワクチン10本引きと聞いていますけれども、それが例えば、1,000人、二日でやって500人だったとして、510人の想定で501人しか来なくて、最後9本分余った、針も刺してしまったという状況で、余った分は同じようにモデルナワクチンもアステイとくしまに持ち込んだりすることはできるのでしょうか。

美原ワクチン・入院調整課長

今、武田／モデルナワクチンについて移送ができるのかという御質問でございます。

現在のところ、武田／モデルナワクチンの移送は認められておらず、その場で接種をする必要があると考えております。

仁木副委員長

そうしたら、ファイザー社のワクチンについても、今も持ち込みはできないということなのですね。

美原ワクチン・入院調整課長

ファイザー社のワクチンにつきましても、基本的にはその接種におけるロット管理、トレーサビリティの関係もございますので、複数のロットが混ざるようなことは好ましくないと考えております。

ファイザー社のワクチンにつきましては、例えば、巡回診療の先生が、接種で往診のときにお持ちいただくということでは可能ではあるのですけれども、ファイザー社ワクチンのバイアルを別途それぞれが持ち込むということは考えておりません。

仁木副委員長

そうしたらその場で消化してしまえということ、打ってしまえということだと思うのですが、そこで最後キャンセルのリストも作っていかなくてはいけないとは思いますが、そういったところで円滑に進むような情報共有がいろいろなところではあるのかもしれないと思っています。多分、職域接種の会場で、最後に主催者はそれで悩むのではないかと考えていますので、その点どういった形がいいのか、例えば県の職員が数合わせに行くことを容認するとか、いろいろなケースが考えられると思うのです。その点も検討していただきたいと思います。

最後に質問させていただきます。

これまで、職員の接種をどうするのかという方針もいろいろあるでしょうけれども、この委員会は担当の方がいらっしゃるというふうに聞いておられますので、聞きづらいので聞きませんけれども、教育委員会も今後どうしていくかということは昨日の文教厚生委員会でおっしゃっていたと思います。

こちらに今、県警もいらっしゃるのですけれども、警察官とか県警職員について、今後ワクチン接種をどのように進めていくのかということをお聞きいただければと思います。

田村警察本部警備課長

ただいま、仁木副委員長から、警察官に対するワクチン接種について御質問がありました。

警察業務の特殊性を考えれば、第一線の現場で業務に従事する警察官などはできるだけ早くワクチンの接種を受けたほうがよいと考えているところでございまして、現在検討を進めているところでございます。

仁木副委員長

検討を進めているということですので、是非とも素早くしていただいて、県民の安全を守っていただければと思います。

大塚委員

今、仁木副委員長が最後に非常にいいことを言っていただきました。

実際に、私はワクチン接種をしているのですけれども、一番困るのが急にキャンセルが出ることなんです。特に、集団接種会場とかではかなりの数が出ると。で、副委員長が言われましたように、例えば、県の職員とか警察の方とか、公共に勤める方に接種するなどして、絶対捨ててはならないと思うのですよ。

だから、そういうときにキャンセルに応じていただくような接種が非常に大事だと思いますので、是非推進していただきたいと思います。ちょっとそれについての御答弁を頂きたいのですが。

伊藤保健福祉部長

やはり、ロスが無いように接種していただくということが大前提でございまして、今まで市町村で行われている実施事例、そのときのキャンセルリストの作り方や実際の連絡

の仕方、あとは我々の大規模接種会場でのキャンセルリストの作成や連絡の仕方、いろいろ知見がたまっているところがございます。

そういった点について、もちろん職域接種の実施団体の方から御相談いただいたら隠すことなく提供してまいりますので、そのあたりは申請段階では一つ一つの質問に丁寧に答えていくのがなかなか手も掛かるので難しい部分もありますが、実施段階についてはしっかりと共有させていただこうと思っておりますし、我々今回、県看護協会、県医師会、県薬剤師会と一緒にやっておりますので、各種団体にもそれぞれ知見がたまっているところがございます。

そういった団体の中でも共有していただくようお願いをしておりますので、そういった点、徳島県、オール徳島で進められるよう頑張っております。引き続き応援していただければと思います。

岡田委員長

ほかに、質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、今年度についても、中止することといたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これをもって、防災・感染症対策特別委員会を閉会いたします。(14時58分)